

# 第11回合併協議会 会議資料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

# 第11回 高富町・伊自良村・美山町合併協議会

日 時 平成14年7月1日(月)  
午後1時30分～3時30分  
場 所 高富町役場3階大会議室

1. 開 会
2. あ い さ つ
3. 新委員委嘱
4. 議 題

## 報告事項

報告第20号 第1回・第2回議会議員の定数等に関する検討小委員会報告について

## 協議事項

協議第8号 新市の名称について(継続協議)

協議第22号 新市まちづくり計画について(継続協議)

協議第33号 国民健康保険事業の取扱いについて(継続協議)

協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第37号 特別職の職員の身分の取扱いについて

協議第38号 産業・建設関係事業の取扱いについて

協議第39号 個人への補助金等の取扱いについて

協議第40号 事務組織及び機構の取扱いについて

## 確認事項

第12回合併協議会開催日程等について

5. そ の 他
6. 閉 会

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員名簿

平成14年7月1日現在

役職名	氏名	町村名	選出区分	備考
会長		高富町	高富町長	
副会長	やくちつぐお 矢口貢男	美山町	美山町長	会長職務代理者
	むらはしただお 村橋忠夫	伊自良村	伊自良村長	
委員	くぼた 久保田・(ひとし)	高富町	高富町議会議長	
	わたなべまさかつ 渡辺政勝		高富町議会議員	
	たけやまかずゆき 武山和行		高富町議会議員	
	ふじおか いさお 藤岡 功		学識経験者	
	すぎたじつお 杉田 實男		学識経験者	
	やまだ のぼる 山田 登		学識経験者	
	みついとしこ 三井 怜子		学識経験者	
	たかはし みのる 高橋 稔	伊自良村	伊自良村議会議長	
	よこやまよしみち 横山善道		伊自良村議会議員	
	かわしまきよお 川島清夫		伊自良村議会議員	
	やまざきゆうさく 山崎雄作		学識経験者	
	ふなとしげとし 船戸 繁俊		学識経験者	
	うえのまさゆき 上野政幸		学識経験者	
	たなはしひさこ 棚橋 壽子		学識経験者	
	ながや たかし 長屋 孝	美山町	美山町議会議長	
	おおにしかつみ 大西克巳		美山町議会議員	
	こもりひであき 小森英明		美山町議会議員	
	かわぐち まもる 河口 衛		学識経験者	
	たかせ しげる 高瀬 茂		学識経験者	
	はなむら すずむ 花村 進		学識経験者	
	いしがみ こ 石神 みち子		学識経験者	
	ばん まさみつ 坂 正光	岐阜県	学識経験者	地域県民部振興室長
	ひらみつせつお 平光節夫		学識経験者	岐阜地域振興局振興課長

役職名	氏名	備考
顧問	やまだただお 山田忠雄	岐阜県議会議員

## 第1回 議会議員の定数等に関する検討小委員会報告について

1. 開催日時 平成14年6月13日(木)  
午後1時28分～午後3時26分

2. 開催場所 高富町役場3階 会議室302

### 3. 協議結果

議会議員の定数等に関する検討小委員会委員長及び副委員長の選任について

職名	氏名	町村名
委員長	河口 衛	美山町
副委員長	順位1位 上野 政幸	伊自良村
	順位2位 藤岡 功	高富町

議会の議員の定数、任期及び選挙区の取扱いについて

市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際して「地方自治法及び公職選挙法の原則を適用する。」、「議会議員の定数特例制度を適用する。」、「議会議員の在任特例制度を適用する。」の3案のうち、いずれの制度を選択するか協議された。

慎重な協議の結果、概ねの方向として「議会議員の在任特例制度を適用する。」を選択することが確認された。

なお、在任特例制度を適用した際の在任期間は継続協議となった。

また、議員定数や選挙区を設けるかどうかについても、引き続き協議することとなった。

## 議会議員の定数等に関する検討小委員会委員名簿

平成14年6月13日現在

町 村 名	氏 名	選 出 区 分	備 考
高 富 町	久 保 田 ・	高富町議会議長	
	武 山 和 行	高富町議会議員	
	藤 岡 功	学識経験者	副 委 員 長
	平 野 元	学識経験者	
伊 自 良 村	高 橋 稔	伊自良村議会議長	
	横 山 善 道	伊自良村議会議員	
	山 崎 雄 作	学識経験者	
	上 野 政 幸	学識経験者	副 委 員 長
美 山 町	長 屋 孝	美山町議会議長	
	大 西 克 巳	美山町議会議員	
	河 口 衛	学識経験者	委 員 長
	高 瀬 茂	学識経験者	

## 第2回 議会議員の定数等に関する検討小委員会報告について

1. 開催日時 平成14年6月28日(金)  
午後1時30分～午後3時40分

2. 開催場所 高富町役場3階 会議室303

### 3. 報告事項

議会議員の定数等に関する検討小委員会委員の交替について

区分	新	旧
町村名	高富町	
氏名	杉田 實 男	平野 元
事由等	平成14年6月26日指名	平成14年6月25日辞職
備考	学識経験者	

### 4. 協議結果

議会の議員の定数、任期及び選挙区の取扱いについて(継続協議)

継続協議となっていた、在任特例制度を適用した際の在任期間について協議されたが、最終的な意見集約に至らず次回への継続協議となった。

また、議員定数や選挙区を設けるかどうかについても、引き続き協議することとなった。

# 新市まちづくり計画〈案〉

平成14年7月

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

## 目 次

序 論	2
1 時代の潮流	2
2 合併の必要性と効果	4
3 住民の意向	5
4 計画の策定方針	7
新市の概況	8
1 新市の概況	8
2 広域圏における位置付け	11
3 新市の課題	12
主要指標の推計	14
1 新市の人口の推計	14
2 新市の世帯数の推計	15
3 新市の就業人口の推計	15
まちづくりの基本方針	16
1 基本方針策定の視点	16
2 まちづくりの基本理念	17
3 まちづくりの基本方針	18
4 まちづくりの推進に向けて	20
5 地域別のまちづくりの方向	21
まちづくりの主要施策	22
1 健やかで安らかなまちづくり	22
2 便利で快適なまちづくり	25
3 豊かで美しい自然を守るまちづくり	28
4 活力あふれる産業のまちづくり	30
5 豊かな心と文化を育むまちづくり	32
6 重点プロジェクト	34
新市における岐阜県事業の推進	35
公共的施設の統合整備	36
財政計画	37



# 序 論

## 1 時代の潮流

### (1) 地方分権と独自の地域づくり

地方分権は、いまや時代の大きな流れとなっています。地方分権の推進により、その主体となる地方自治体の権限と責任は大きく拡大します。地域の自主性、自立性を確立し、新たな地域経営の視点から独自の地域づくりの戦略を策定し運営していくためには、多様な人材の育成や企画部門の拡充などの行政能力の質的・量的向上が望まれます。

### (2) 少子・高齢化の進行

わが国においては、少子・高齢化が急速に進行しています。高齢者の増加により、生きがいやゆとりのある生活やふれあいなど心の豊かさを重視する傾向はより強まるものと考えられます。反面、生産年齢人口の減少に伴う経済力の低下や福祉・医療などに要する財政的負担の増大が、地域社会づくりにとって大きな課題となっています。

### (3) 情報化

情報通信基盤の整備と情報技術の目覚ましい進歩によるインターネットなどの急速な普及によって、容易に世界各地と情報交換が可能な新しいネットワーク社会が創られつつあります。高度情報技術が社会のあらゆる面で活用される新たな情報化社会の構築のため、地域においても、情報通信基盤の構築、行政の情報化などが求められています。

### (4) 国際化

情報化の進展と高速交通ネットワークの整備により、経済、文化、生活などあらゆる分野において地球規模での交流が拡大しています。交流の主体も、国と国のレベルに止まらず、地域と地域、組織と組織、個人と個人のレベルまで広がっています。国際社会に対応できる人材の育成が課題になっています。

### (5) 成熟化

住民の価値観や生活スタイルは多様化しており、これらに対応する広汎で多様な行政サービスが求められています。さらに、地域情報化、環境問題、高齢

社会に対応した福祉政策など新たな行政課題が発生しています。

## 2 合併の必要性と効果

### (1) 行財政能力の向上と総合的施策の実施

地方分権の推進による権限と責任の委譲を踏まえ、これからの地方自治体は、より一層の行財政能力の向上が求められます。しかし、昨今の厳しい財政状況の中で、地域の自主・自立力を高めるためには、高富町、伊自良村、美山町の3町村が合併して行財政能力を強化し、総合的かつ効果的な施策による地域づくりを行っていく必要があります。

### (2) 多様化・高度化する行政ニーズへの対応

少子・高齢化、情報化、国際化、成熟化等に伴う多様で高度な行政ニーズの増大に対応するためには、住民に身近なサービスを提供する地方自治体が、行政組織や運営の効率化、総合的な施策の企画と実施、専門職員の育成や弾力的配置などによって行政能力を向上する必要があります。3町村の合併は、その有効な手段となります。

また、市町村合併に際しての国や県の財政支援を活用して、各種の社会・生活基盤を整備拡充することによって、多様で高度なサービスを住民が享受する機会が広がる効果も期待できます。

### (3) 地域の一体化による活力の向上

高富町、伊自良村、美山町の3町村は、同じ山県郡にあって、これまでも広域行政を進めてきた実績があり、経済・文化・生活の面でも結びつきが強く、豊かな自然資源などの共通する魅力を持っています。これからのまちづくりは、さらに地域の一体化と活性化を図り、地域の魅力と競争力を高めていくことが求められています。3町村の合併により、総合的なまちづくりを推進することによって、より水準の高い生活の実現と地域の発展が期待されます。

### 3 住民の意向(「新しいまちづくりに関する住民意識調査」結果の要旨)

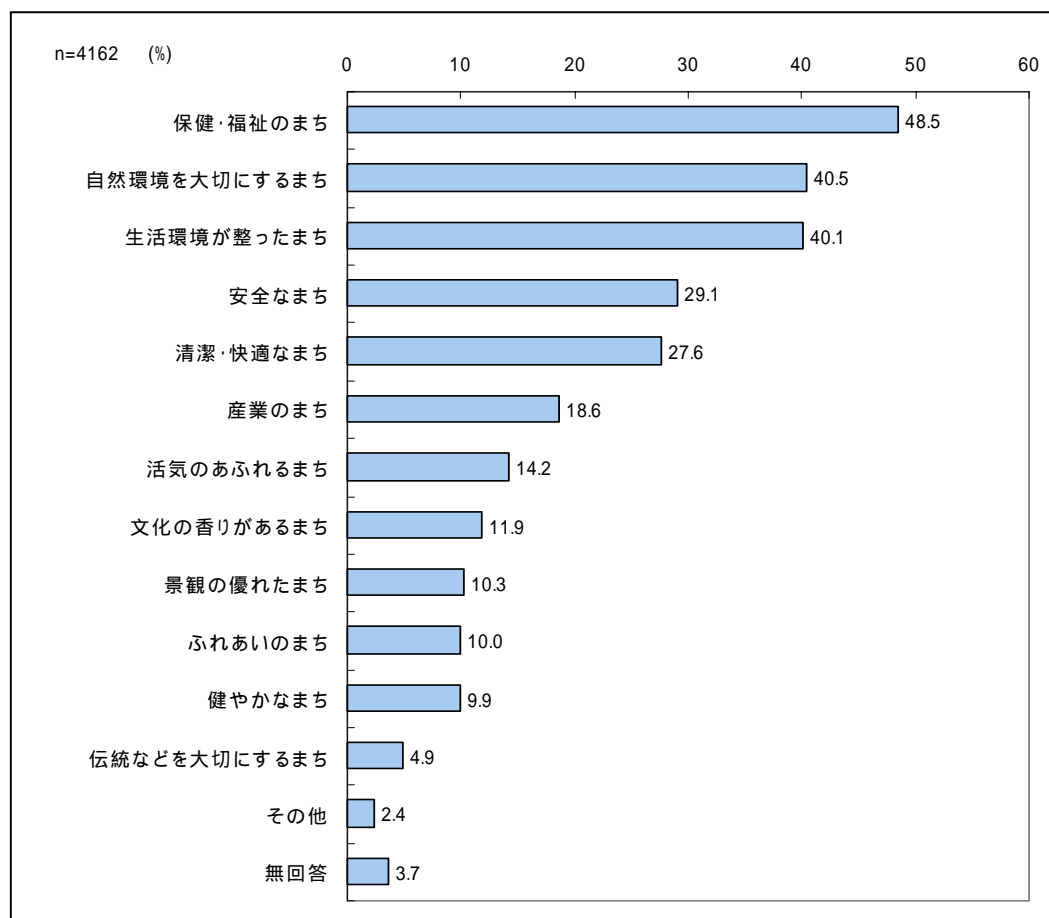
#### (1) 調査目的・対象・方法

この住民意識調査は、合併による新市の対象区域である山県郡3町村の住民の町村合併への関心や地域の将来像についての意向などを把握し、新市将来構想・建設計画策定の基礎資料とするとともに、町村合併に対しての住民の関心を高めることを目的として、平成13年10月、山県郡3町村内の全世帯(8,622世帯)を対象に実施したものです。このうち回収有効数は4,162票で、回収率48.3%でした。

#### (2) 合併後の新市の将来イメージ

望ましいと考えられている新市の将来像は、「健康づくりや子供・お年寄りなどを大切にする保健・福祉のまち」、「緑豊かな自然環境を大切にするまち」、「道路、公園、上下水道などの生活環境が整ったまち」が将来イメージの回答の中で上位を占めています。

○ 各項目の期待度(全体、期待度降順)



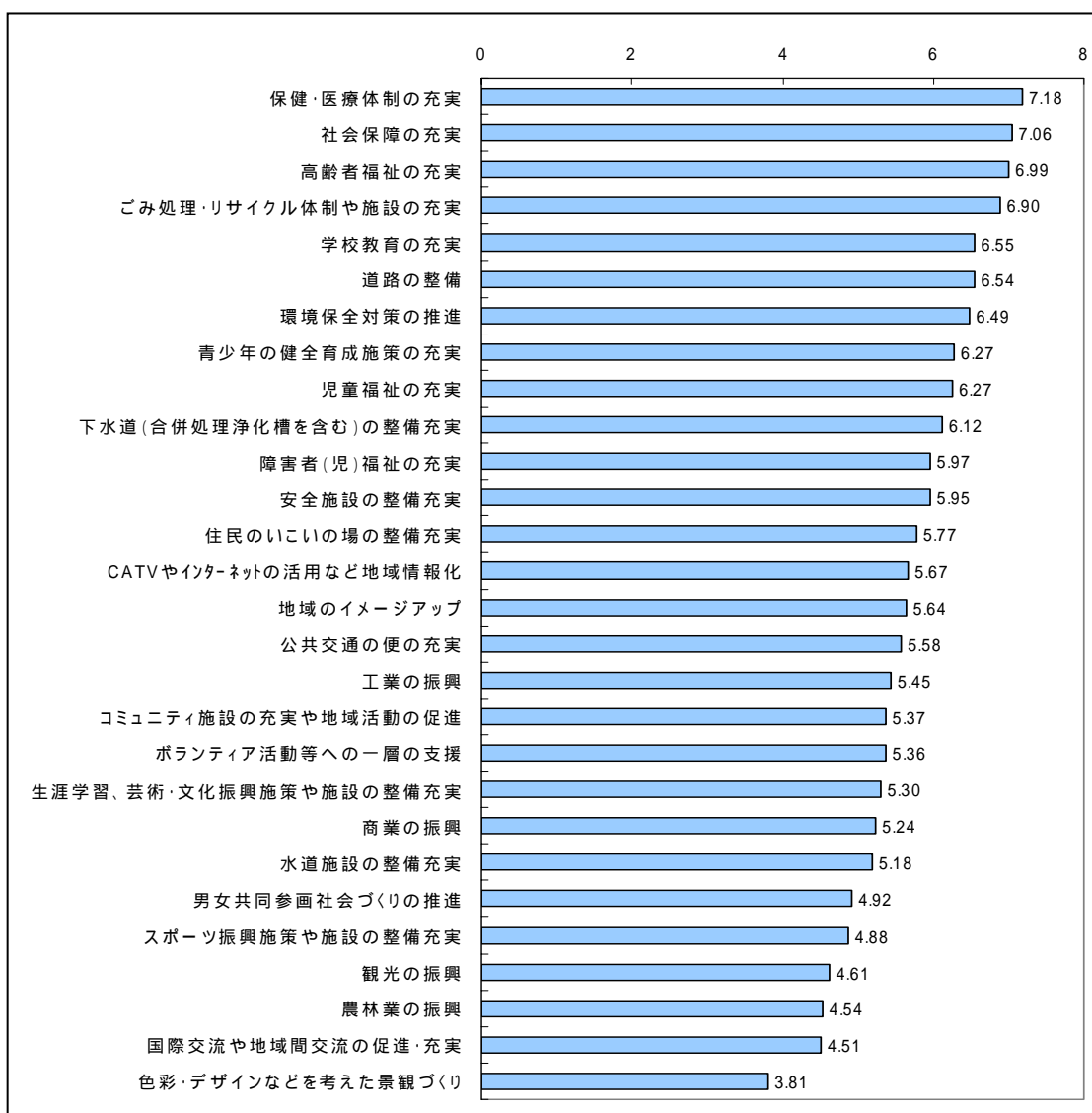
### (3) 町村合併に期待すること

「行政事務の効率化による経費削減」、「各種行政サービスの充実と安定的提供」、「道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり」に対して、多くの期待が寄せられています。

### (4) 合併による新市の施策充実化への期待

合併による新市の施策の中で充実が期待されている施策は、分野別では「保健・医療・福祉分野」、「生活環境分野」、「文化・人づくり分野」の順に多くの期待が寄せられており、各分野の中の施策では「保健・医療体制の充実」、「社会保障の充実」、「高齢者福祉の充実」などの期待が高い結果となって示されています。

○ 各項目の期待度（全体、期待度降順） （単位：ポイント）



## 4 計画の策定方針

### (1) 計画の趣旨

新市まちづくり計画（仮称）は、高富町、伊自良村、美山町の合併後の新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、3町村の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

なお、新市のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想や基本計画などに委ねるものとします。

### (2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、基本方針実現のための主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成します。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間とします。

### (4) その他

新市のまちづくりの基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視点に立つものとします。

また、新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。

# 新市の概況

## 1 新市の概況

### (1) 位置と地勢

新市は、岐阜市の北側に隣接する位置にあり、J R岐阜駅から約9～34kmの範囲に広がっています。地勢は山地丘陵部が多く、北端の日永岳 1,216mを最高峰として枝状の山地と、長良川支流の武儀川、鳥羽川、伊自良川沿いの平坦地で構成されています。

### (2) 面積

新市は、南北方向約25km、東西方向約14kmの範囲に広がり、約22,204haの面積を有しています。地目別では農用地約6%、森林約84%、宅地約3%、道路約2%となっています。

### (3) 交通

新市の道路状況は、南北方向が岐阜市と新市をつなぐ国道256号及び主要地方道岐阜美山線、東西方向は新市と関市、武儀郡及び本巣郡をつなぐ国道418号及び主要地方道関本巣線等が縦横に通り、広域連絡や地域内連絡のための重要な幹線道路となっています。

また、東海環状自動車道の(仮称)高富インターチェンジが計画されており、将来の広域交通拠点として新市の発展にとって重要な役割を果たすものと思われます。

### (4) 人口と世帯数

平成12年国勢調査によると、3町村の総人口は30,951人です。平成7年までは増加を続けていましたが、平成7年から平成12年にかけては1.8%の減少に転じています。また、世帯数は9,290世帯で、増加を続けていますが、核家族化の進行により1世帯当りの人員は減少しています。

○ 人口・世帯数の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
人口 (人)	30,592	30,989	31,534	30,951
変化率 (%)	3.1	1.3	1.8	-1.8
世帯数 (世帯)	7,856	8,155	8,708	9,290
1世帯当り人員 (人)	3.89	3.80	3.62	3.33

資料：国勢調査

年齢別の構成比を見ると、14歳以下の年少人口は15.2%、15歳から64歳までの生産年齢人口は65.5%、65歳以上の高齢者人口は19.3%となっています。岐阜県全体の値と比較すると、14歳以下の年少人口は少なく、65歳以上の高齢人口は多くなっており、平成2年の国勢調査の時点より少子・高齢化がさらに進行しています。

○ 年齢別人口 (3区分)

国勢調査		総数	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		人口 (人)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
新市	平成2年	30,989	6,164	19.9	20,472	66.1	4,353	14.0
	平成12年	30,951	4,696	15.2	20,198	65.5	5,937	19.3
県計	平成2年	2,066,596	387,665	18.8	1,415,333	68.5	262,594	12.7
	平成12年	2,107,687	319,680	15.4	1,378,615	66.3	382,107	18.4

資料：国勢調査

## (5) 産業

就業人口は、県全体に比べ第2次産業の割合が高くなっているのが特徴です。

就業人口の全体数は昭和60年以降増加していますが、第1次産業、第2次産業の就業人口は減少し、第3次産業の就業人口は増加しています。

○ 産業別大分類就業人口

単位：人、%

年	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
昭和60年	15,338	1,268	8.3%	7,988	52.1%	6,076	39.6%
平成2年	15,688	923	5.9%	8,096	51.6%	6,664	42.5%
平成7年	16,279	846	5.2%	7,865	48.3%	7,567	46.5%

資料：国勢調査

製造業は、事業所数・従業者数とも減少傾向にあり、製品出荷額は近年減少に転じています。業種別では、食料品、家具装備品、プラスチック、衣服、



木材木製品、金属、一般機械器具などの製造品出荷額が多くなっています。

商業は、商店数はほぼ横ばい、従業者数は増加しているものの、年間販売額は近年減少に転じています。

新市の主な観光レクリエーションの資源は、自然環境では、北部に広がる広大な森林や伊自良湖、溪流などの水が挙げられ、主な施設としては、四国山香りの森公園、伊自良キャンプ場、グリーンプラザみやま、ふれあいバザール、3箇所のゴルフ場などがあります。

## 2 広域圏における位置付け

### (1) 県政の指針との関連

県政の指針(平成11年3月策定、平成11年度～平成15年度)は、「便利な・元気な・安らかな」という三つの「な」と「美しい・温かい・楽しい」という三つの「い」を備えた「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を目指しています。

新市を含む岐阜圏域の将来像は、「ファッション・デザイン文化を発信する安らかな県都創造圏」を基本目標とし、「ファッション・デザイン文化を発信する“県都圏づくり”」、「福祉・健康分野の機能集積を生かした“総合的な福祉モデル圏”の形成」、「VR、生命科学などの拠点や大学と連携した新産業の創出と既存産業の活性化」を期待される振興方向としています。

圏域北部においては、福祉・健康分野などの機能集積を生かした「総合的な福祉モデル圏」の形成が期待されるとしています。

また、交通基盤づくりとして、東海環状自動車道の整備促進が当面の取り組みとして位置づけられています。(仮称)高富インターチェンジの整備により広域交流の機会が飛躍的に増大し、新市の発展の基盤となることが期待されます。

### (2) 岐阜地域第4次広域市町村圏計画との関連

新市を含む岐阜地域の広域市町村圏計画(平成13年3月策定、基本構想：平成13年度～平成22年度)では、その基本目標を「個性の調和が織りなす県都交流圏の創造」として、恵まれた資源を有効利用し、地域(市町村)の個性を尊重しつつ、相互の連帯により圏域の調和のとれた発展を図るとしています。

当該計画の中で、新市を構成する山県郡3町村は、それぞれ次のような役割を担うこととされています。

<高富町> 東海環状自動車道の建設を促進し、流通・倉庫業等の産業の発展を図るとともに、緑豊かな自然を生かし、快適な都市近郊型住宅地、福祉・スポーツ・レクリエーションの地としての役割を担う。

<伊自良村> 農産物の供給地、また伊自良湖を中心としたレクリエーション地はもとより文化の発信地として活気ある圏域の一端を担う。

<美山町> 工業製品および林産加工品の供給地としての役割とともに、恵まれた自然環境やキャンプ場などの施設を生かした観光・レクリエーション地としての役割を担う。

### 3 新市の課題

#### (1) 高齢社会への対応

新市において高齢化は県全体に比して速く進行するものと思われます。住民意識調査でも福祉・保健・医療への期待は最も高くなっています。高齢者や障害者を含めたすべての住民が安心して生きがいを持って暮らせるように、地域に根ざした福祉施策を推進していく必要があります。

#### (2) 快適で便利な生活環境整備

新市においては、まちづくりの基礎となる社会基盤の整備・充実が必要です。住民意識調査でも道路や下水道を始めとする社会基盤・生活基盤の整備を望む声が高くなっています。活力あるまちづくりを進めるために、さらなる人口定着を図り、快適で魅力ある社会・生活基盤を整備していく必要があります。

#### (3) 自然環境の保全

自然環境の保全は地球規模の課題となっています。新市においても、住民の快適で安全な生活を守り、やすらぎやレクリエーション、さらには産業の場として活用するため、新市の貴重な資源である森林、河川などの自然環境を保全していく必要があります。また、省資源・リサイクルを推進し、自然と共生する循環型社会の形成が求められています。

#### (4) 地域産業の振興・育成

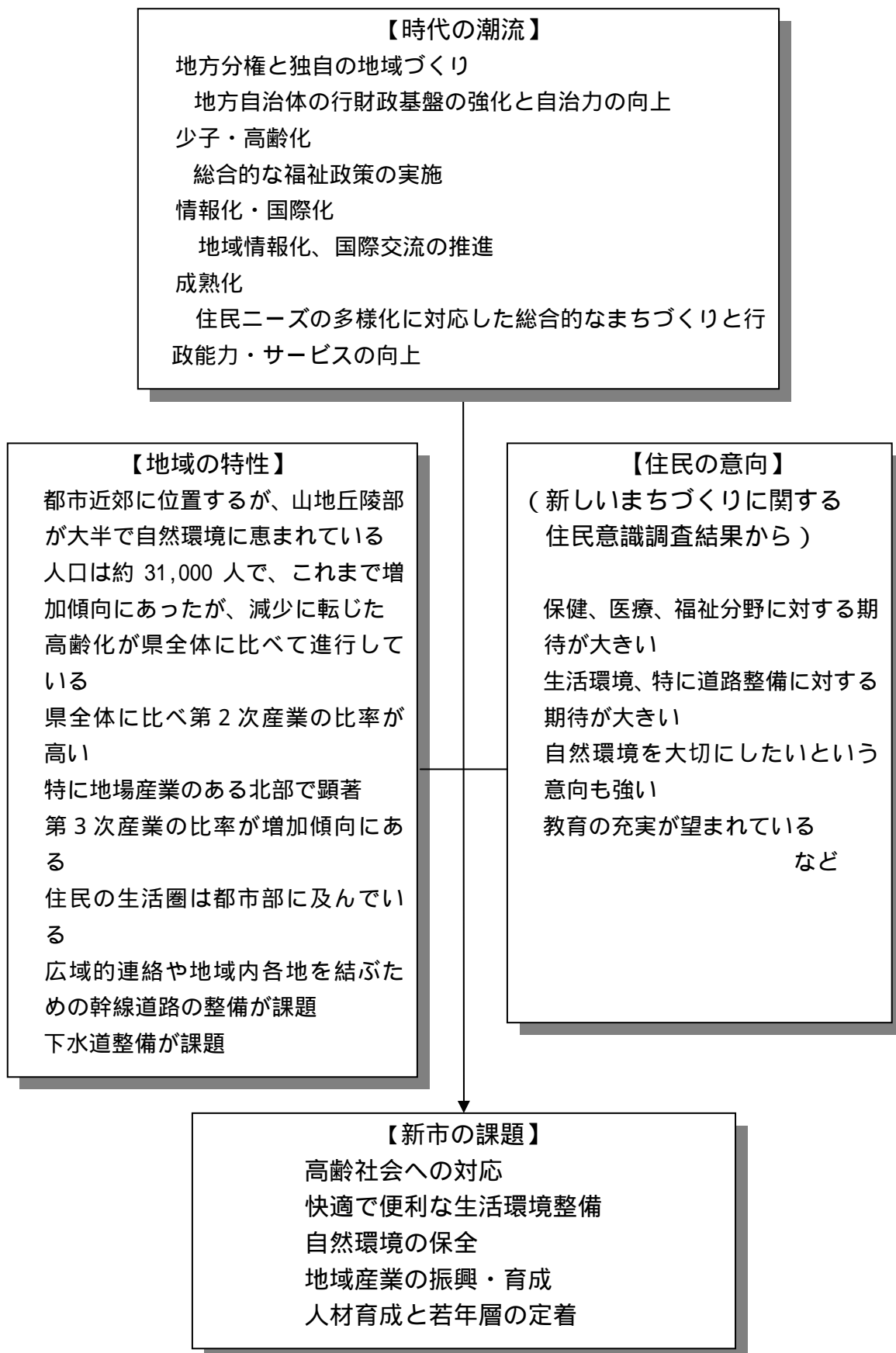
活力あるまちづくりのためには、産業の活性化による経済的基盤の強化が必要です。長引く景気停滞のなか経営環境は悪化しており、後継者や若年労働力の不足などの課題も抱えています。農林業や地場産業の活力を向上する施策を推進するとともに、外部からの産業立地の促進も望まれます。

#### (5) 人材育成と若年層の定着

21世紀に新たに誕生する新市のまちづくりを担う人材の育成と意識改革は、あらゆる分野において取り組んでいかなければならない重要な課題です。

また、若年層の減少は、地域全体の活力と魅力を低下させる要因となります。魅力のある教育の場、就業の場、生活の場を充実し、さらに子供が健全に成長できるまちづくりによって、若年層の定着を図る必要があります。

## 計画の前提と課題のまとめ



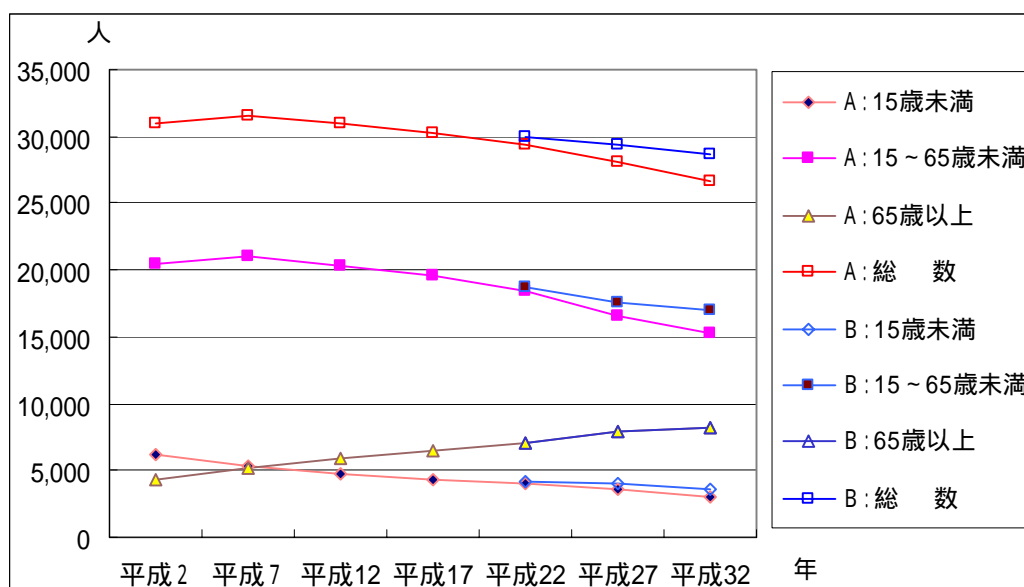
# 主要指標の推計

## 1 新市の人口の推計

今後の新市の全体人口を、国勢調査の各年度における年齢別人口の過去の傾向を基礎としたコーホート法によって推計すると、以下の図表の「ケースA」の結果に示したように、少子高齢化の進行や若年層の域外へ流出などのために、平成32年には約26,600人に減少すると予測されます。

しかし、新市誕生を契機として、定住・交流基盤や快適な生活環境の整備、福祉・教育・文化環境の充実などの総合的なまちづくりを推進するとともに、子育て支援策や産業振興による魅力ある職場などの拡大を図ることによって、若年層を中心とした定住を促進した場合の「ケースB」では約28,700人となります。

○平成2～12年の人口推移実績とコーホート法による人口推計結果



○平成2～12年の人口推移実績とコーホート法による人口推計結果（ケースA・B）

	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	平成32
A：15歳未満	6,164	5,360	4,703	4,293	3,977	3,598	3,048
A：15～65歳未満	20,472	20,963	20,303	19,549	18,366	16,625	15,331
A：65歳以上	4,353	5,209	5,945	6,466	6,998	7,864	8,205
A：総数	30,989	31,532	30,951	30,308	29,341	28,087	26,584
B：15歳未満					4,173	3,973	3,538
B：15～65歳未満					18,783	17,579	16,934
B：65歳以上					6,998	7,863	8,205
B：総数					29,954	29,415	28,677

## 2 新市の世帯数の推計

国立社会保障・人口問題研究所による岐阜県の人口世帯数の推計値を参考に、本地域における世帯数と人口変化の状況に基づいた世帯人員を想定し、以下の世帯数を推計値としました。この結果、平成 32 年の総世帯数は、「ケース A」では 8,950 世帯、「ケース B」では 9,660 世帯となります。

		平成 2	平成 7	平成12	平成17	平成22	平成27	平成32
A	世帯数	8,155	8,708	9,290	9,460	9,340	9,180	8,950
	世帯人員	3.8	3.62	3.33	3.24	3.14	3.06	2.97
B	世帯数					9,540	9,610	9,660
	世帯人員					3.14	3.06	2.97

## 3 新市の就業人口の推計

就業人口は、過去の推移と新たな就業の場の拡大、女性の就業の増大などを勘案し、就業人口割合を平成 7 年の 55.6%から平成 32 年には 60%程度まで増えると想定します。その場合平成 32 年時点の総就業人口は、「ケース B」では約 17,200 人になると推計します。

第 1 次産業は、経営環境の構造的変化や就業者の高齢化、後継者不足などにより、大幅な減少が予想されるため、3%、約 520 人と想定します。

第 2 次産業は、既存企業の活性化支援や産業立地などによる振興策の推進によって、新たな若年層の雇用の場を確保して、ほぼ現状の比率が維持されるものとする 47%、約 8,080 人となります。

第 3 次産業については、(仮称)高富インターチェンジ周辺の産業・交流機能の集積等により発展が期待されるため、50%、8,600 人と想定します。

# まちづくりの基本方針

## 1 基本方針策定の視点

### (1) 時代の潮流を踏まえた長期的視点

地方分権、少子・高齢化、国際化、情報化などの時代の潮流を踏まえ、多様なまちづくりの課題に対して、長期的視点に立った総合的な取り組みによって対応します。

### (2) 地域の課題への対応

地域の特性や住民意識調査結果から導き出された新市の課題に的確に対応します。

### (3) 地域の特長を活かし発展させる取り組み

新市は、都市近郊の住宅地、豊かな森林資源、商業集積や内陸工業地などの産業基盤、レクリエーション施設などの特長を持ち、さらに交流拠点としての可能性を有しています。

合併した地域間の結びつきを強め、新市としての一体的な発展を図るとともに、こうした地域の特長を生かし、それぞれの活力を高めます。

### (4) 既存の計画・施策の継続

既に策定・実施されている広域計画や3町村の総合計画は尊重されるべきであり、新市においても原則として計画や施策の継続性について配慮します。

## 2 まちづくりの基本理念

**豊かな自然と活力ある都市が調和した**

**『安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり』**

時代はいま、地方分権、少子・高齢化、国際化、情報化、成熟化の進展など大きな転換期を迎えています。21世紀に新しく誕生する新市は、このような社会の変化に適切に対応し、新たな意識を持って生き生きとした住みよいまちづくりを目指します。

新市は、みどり豊かな森林、美しい清流などの自然環境に恵まれた地域と、住宅や産業基盤などが集積した都市の活力を有する地域を併せ持っています。このような地域の特長と可能性を生かし、それぞれの調和を図りつつ、総合的な発展を目指します。

新市は、住民一人ひとりが生涯を通じて安らぎを感じられる福祉社会の実現を目指すとともに、快適で便利な生活を享受できるまちづくりを目指します。

こうしたことから、**豊かな自然と活力ある都市が調和した『安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり』**を新市のまちづくりの基本理念とします。



### 3 まちづくりの基本方針

- (1) 健やかで安らかなまちづくり
- (2) 便利で快適なまちづくり
- (3) 豊かで美しい自然を守るまちづくり
- (4) 活力あふれる産業のまちづくり
- (5) 豊かな心と文化を育むまちづくり

#### (1) 健やかで安らかなまちづくり

日常的な健康管理によって、より多くの人々が健康な生活が営めるように、保健・医療体制を整備します。高齢者や障害者など社会的に立場の弱い方々の不安を解消し、だれもが安心して生きがいを持って暮らせる地域社会づくりを進めます。福祉活動の拠点として既存施設の有効利用を図り、地域に根ざした福祉施策を展開します。さらに、少子化対策として子育て支援を進めます。

また、住民生活の安全を守る基本施策として、災害や犯罪など各種の緊急事態に対する体制を整備し、安全安心のまちづくりを進めます。

#### (2) 便利で快適なまちづくり

新市の一体的な結びつきの強化と広域交通の利便性の向上を図るため、幹線道路網の改良整備を行います。さらに東海環状自動車道の整備促進を働きかけ、(仮称)高富インターチェンジの早期開設を目指します。また、新市の重要な公共交通機関であるバスの利便性の向上を図ります。

上・下水道、住宅などの整備を進めて、快適な居住環境づくりを推進します。

今後ますます進展する高度情報化に対応するため、地域情報化施策を進め、住民生活や産業活動のニーズに対応した情報ネットワークを拡充します。

また、多様化する行政需要に対応するため、行政サービスの一層の向上を図ります。

### ( 3 ) 豊かで美しい自然を守るまちづくり

新市の豊かで美しい自然環境を保全するとともに、共生・交流体験やレクリエーション活動の場として活用を図ります。

また、下水道整備による水質浄化を始め河川環境を保全します。

循環型社会の構築を目指し、省資源・リサイクルを推進します。

### ( 4 ) 活力あふれる産業のまちづくり

地場の主要な産業である農林業や中小企業を支援するとともに、新たな産業の立地を図り、活力に満ちた産業が発展するまちとします。観光レクリエーションなどの多様な交流を推進する拠点を活用して、活気と魅力あふれるまちの実現を図ります。

### ( 5 ) 豊かな心と文化を育むまちづくり

学校、家庭、地域社会の連携を図り、心豊かでたくましく生きる子供達の育成に努めるとともに、高度情報化や国際化等の新たな時代の変化に対応した教育を充実します。また、住民の生涯学習・スポーツなどの多様なニーズに対応した環境づくりを進めるとともに、地域に根ざした文化が育つまちとします。

## 4 まちづくりの推進に向けて

### (1) 連携・協働体制づくり

多様で高度な課題に対応するため、地域住民や各種団体と行政が連携・協働し、地域全体で課題を解決していく体制づくりを進めます。

### (2) 新市の一体化の推進

新市の住民が融和し、いち早く新市の住民としての意識が持てるように、まちづくりの基本理念を念頭に、新市の一体化のための施策を着実に推進します。

### (3) 行財政改革の推進

合併による行財政の強化は、まちづくりを推進する上で重要な効果ですが、新市においても、さらに行財政の効率性を高め、強化を図る必要があります。このため、より一層職員の意識を高め、行財政改革を推進します。

また、行政の透明性の拡大や説明責任など住民から信頼される新市の行政運営に心がけます。

## 5 地域別のまちづくりの方向

新市の各地域は、それぞれが魅力ある特長や資源、可能性を有しています。

これらの恵まれた資源を有効活用し活力を高めていくとともに、それぞれの地域が抱える課題に的確に対応することにより、調和のとれた発展を目指します。

### 高富地域

- 新市の行政・都市機能及び交通の中心地としての機能集積と魅力ある中心市街地の形成
- 東海環状自動車道（仮称）高富インターチェンジの建設促進と幹線道路網の整備によるアクセスの向上
- 公共下水道整備、土地区画整理事業、公営住宅整備等による快適な住環境の整備
- （仮称）高富インターチェンジを中心とする活力とにぎわいのある広域交流の拠点づくり

### 伊自良地域

- クリーン農業を始めとする農業の振興
- 既存産業と居住環境の整合を図るための生活環境整備
- 伊自良湖を中心とした都市近郊型のレクリエーションゾーン
- 図書館、美術館、文化の里などの文化施設の集積を生かした文化の発信地

### 美山地域

- 狭隘又は危険な箇所を解消を始めとして、安全かつ快適に通行できる道路網の整備
- 労働力の定着を図るための県営産業団地の誘致推進と既存産業の振興
- 豊かな自然やグリーンプラザみやま等の施設を生かしたレクリエーションゾーン
- 林業経営の支援による森林の保全、特に間伐事業の積極的推進

# まちづくりの主要施策

## 1 健やかで安らかなまちづくり

### (1) 保健・医療

多様で高度な医療ニーズに応えるため、岐北総合病院を基幹病院として各民間医療機関の連携体制を強化し、地域医療体制の整備充実に努めます。また、市民が生涯を通じて健康に暮らせるように、健康診査や健康相談等を充実します。

### (2) 福祉機能の充実

新市に福祉事務所を設置し、福祉・保健・医療の連携や人材の適正配置によって総合的な福祉施策を推進します。また、福祉活動の拠点となる既存施設の有効活用や充実を図るとともに、ボランティアや福祉関係団体との協働により、地域に根ざした福祉機能の充実を図ります。シルバー人材センターについては、高齢者の生きがい対策として、その活動を支援します。

地域で支えあふれあいの広場を基本コンセプトに山県郡で取り組みを進めてきた（仮称）山県郡まるごと福祉健康村拠点施設整備事業については、新市においても引き続き推進します。

### (3) 高齢者福祉

高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていけるように、生活や健康状態に応じたきめ細かな福祉サービスを行います。また、在宅介護を支援するため、新市に基幹型在宅介護支援センターを設置するとともに、美山地域の実情を踏まえ、（仮称）北部デイサービスセンターを設置します。

### (4) 障害者福祉

障害者が地域社会の中で生きがいのある生活を営めるよう、相談体制の強化、在宅福祉対策の充実、自立の支援等を進めます。

### (5) 子育て支援

母子保健の充実を図ると共に、乳幼児医療助成については小学校就学前までの児童を対象に実施します。

多様な保育ニーズに対応できるよう保育所の機能の拡充に努めます。また、

児童厚生施設を拠点に放課後児童健全育成事業の実施や放課後及び休日の遊び場を提供するとともに、児童厚生施設の適正配置についても検討します。

育児支援のため、一時的な保育や子育て相談等を目的とするコミュニティママ子育てサポート事業を新市全域で実施します。

## (6) 安全・防災

新市の地域防災計画（地震対策を含む。）を策定し、地域が一体となった防災体制を構築するとともに、住民自らに取り組む自主防災組織を育成します。

また、緊急時の重要な連絡手段である防災行政無線を整備するとともに、消防車、防火水槽、防災備蓄倉庫、防犯灯などの各種防災・防犯施設の計画的な整備・配置を行います。

## (7) 河川・砂防事業の推進

土砂流失や崖崩れ等の災害防止のため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業を進めます。また、治水機能の強化のため河川改修を進めます。

【施策項目】	【主要事業】
保健・医療	地域医療体制の充実 健康診査、健康相談の充実
福祉機能の強化	福祉事務所の設置 基幹型在宅介護支援センターの設置
福祉施設等の整備	(仮称) 北部デイサービスセンター整備事業 養護老人ホーム美山荘改修事業 シルバー人材センター事務所改修事業 既存福祉施設の有効活用 (仮称) 山県郡まるごと福祉健康村拠点施設整備事業
高齢者福祉 障害者福祉	高齢者福祉サービスの充実 生活支援の充実 交流機会の創出
子育て支援	乳幼児医療費助成事業の充実 保育サービスの充実 児童厚生施設の適正配置の検討 コミュニティママ子育てサポート事業
防災まちづくり	地域防災計画の策定 防災行政無線整備事業 消防緊急通信指令施設整備事業 消防本部・南消防署整備事業

河川・砂防事業

各種防災・防犯施設整備事業

へりポート設置の検討

基幹河川改修事業（鳥羽川、武儀川）〔県事業〕

河川局部改良事業（鳥羽川、伊自良川）〔県事業〕

急傾斜地崩壊対策事業〔県事業〕

通常砂防事業〔県事業〕

## 2 便利で快適なまちづくり

### (1) 幹線道路網等の整備促進

新市の一体的な結びつきを強化し、広域交通の利便性の向上を図るために、国道、主要地方道、県道等の幹線道路網の改良整備を行います。これにより、慢性的な渋滞を解消し、円滑な道路交通を確保するとともに、市内を環状道路で結びます。

東海環状自動車道の整備促進を働きかけ、(仮称)高富インターチェンジの早期開設を目指します。幹線道路網の改良整備は、インターチェンジへのアクセス向上にも資することになります。

幹線道路関連道路、地域間連絡道路等についても、計画的な改良整備を図ります。また、道の駅の整備についても検討します。

### (2) 公共交通機関の機能充実

新市の唯一の公共交通機関であり、住民にとって重要な交通手段であるバスについては、自主運行バスの路線を拡充するとともに、市内については区間別の料金体系を導入し、利便性の向上を図ります。

路線バスについても、自主運行バスとの連携による利便性向上のため、事業者と協議を進めます。

### (3) 上下水道の整備

上水道については、安定した給水を図るため、施設整備を行うとともに、伊自良地域及び美山地域において簡易水道の統合を進めます。

下水道については、既存市街地において公共下水道事業を推進します。

なお、下水道未整備地域については、早急に整備計画を策定し、順次整備を図ります。

### (4) 良好な定住環境の整備

優良な宅地や住宅の整備を進めるとともに、土地区画整理事業、生活道路・公園等の公共施設整備や生活環境整備等により、暮らしやすい居住環境のまちづくりを推進します。

また、障害者、高齢者を含めたすべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

### (5) 情報通信基盤の整備



新市全域において有線テレビ放送（CATV）を光ファイバーを基本とする高速通信網により整備し、地上波デジタル放送、双方向通信に対応するとともに、住民生活や産業活動の高度情報化ニーズに応えるため、インターネット接続環境の飛躍的向上、福祉、教育などの各分野における情報化の推進、地域間の情報格差の是正を図ります。この際、誰もが使いやすいシステムの構築に心がけます。

## （６）行政サービスの向上

市役所と支所のネットワーク整備、行政の情報化や庁舎、公共施設の整備等によって行政サービスの向上を図ります。

また、職員の企画立案能力の向上や意識改革、専門職員の育成と適正配置などにより行政の質的向上を図ります。

<b>【施策項目】</b>	<b>【主要事業】</b>
幹線交通網の整備促進	東海環状自動車道整備及び（仮称）高富インターチェンジの建設促進 国道２５６号道路改築事業〔県事業〕 国道４１８号道路改築事業〔県事業〕 主要地方道岐阜美山線道路改築事業〔県事業〕 県道伊自良高富線道路改良事業〔県事業〕 県道神崎高富線道路改良事業〔県事業〕 交通安全事業、交通安全施設整備事業〔県事業〕 橋梁補修事業〔県事業〕 市道建設・改良事業 サイクリング・ウォーキングロード整備事業 道の駅整備の検討
公共交通機関の機能充実 上下水道の整備	自主運行バスの拡充、利便性の向上 簡易水道統合事業 上水道水源地設備改良事業 公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 農業集落排水事業 小型合併処理浄化槽事業
住環境の整備	土地区画整理事業 公営住宅建設事業 山田宅地開発事業 県営中山間地域農村活性化総合整備事業〔県事業〕
情報通信基盤の整備	有線テレビ放送（CATV）の拡充整備 高速情報通信網の整備

行政サービスの向上

各分野における地域情報化の推進  
移動通信用鉄塔施設整備事業  
行政情報ネットワークの構築  
行政の情報化推進  
庁舎、公共施設の改修・整備

### 3 豊かで美しい自然を守るまちづくり

#### (1) 森林の整備と活用

新市の豊かな自然環境の主役であるふるさとの山や森を、林業経営に対する支援を通じて計画的に保護育成します。とくに、災害防止にも寄与する間伐事業を積極的に促進します。

また、自然との共生に配慮しつつ、ふるさとの山や森が、人々の安らぎ、憩いやレクリエーション活動の場として活用されるよう、計画的に整備します。

#### (2) 水環境の保全

水源涵養機能を持つ森林の保全を図るとともに、下水道整備により水質の浄化を進めます。また、河川改修と併せ、潤いのある水辺の環境づくりを進めます。

#### (3) 循環型社会の構築

地域における総合的な環境施策の基本となる環境基本計画等の策定について研究・検討します。また、市役所庁舎において、国際的な環境管理規格であるISO14001の取得を目指します。

ごみの減量化や再資源化を進めるため、資源回収事業、生ゴミ処理機の普及などを始めとするリサイクル活動を支援し、意識の高揚を図ります。

公共施設における太陽光発電など新エネルギーの導入を進めます。

【施策項目】	【主要事業】
森林の整備と活用	水源森林総合整備事業〔県事業〕 森林環境保全整備事業 四国山香りの森公園整備事業 グリーンツーリズム拠点施設整備事業
水環境の保全	公共下水道事業（再掲） 特定環境保全公共下水道事業（再掲） 農業集落排水事業（再掲） 小型合併処理浄化槽事業（再掲） 家畜糞尿処理施設整備事業 地方特定河川等環境整備事業
循環型社会の構築	環境基本計画等の策定の研究・検討 市役所庁舎におけるISO14001の取得 資源回収事業などリサイクル活動の支援

## 地域新エネルギー導入促進事業

## 4 活力あふれる産業のまちづくり

### (1) 地場産業の振興

農林業の振興を図るため、生産基盤の充実を図るとともに、後継者の確保・育成や高度化・低コスト化を促進します。また、地域の環境保全に関わる課題として、森林保全のための支援を進めます。

製造業や商業などの中小企業については、商工会活動、技術・商品開発の支援や小口融資等により発展と活性化を促進します。

### (2) 新たな産業立地の推進

東海環状自動車道・(仮称)高富インターチェンジ等幹線交通網の整備を活かし、地域経済を活性化する新たな産業や研究機関を誘致育成します。美山地域においては、若年労働力の定着を図るため、県営産業団地の誘致を推進するとともに、産業団地関連整備事業を進めます。

### (3) 交流拠点の整備

地域の豊かな自然を活用した都市近郊型レクリエーション地域として、レクリエーション施設や観光地のネットワーク化、グリーンツーリズムなどを推進し、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

(仮称)高富インターチェンジ周辺が新市の活力あるまちづくりと広域交流の拠点となるよう、便利で魅力あるにぎわいの交流拠点などの効果的な配置を検討します。

#### 【施策項目】

農林業の振興

商工業の振興

#### 【主要事業】

県営中山間地域農村活性化総合整備事業

〔県事業〕(再掲)

県営かんがい排水事業(中濃用水)〔県事業〕

ふるさと林道緊急整備事業 伊自良～根尾線

〔県事業〕

公共林道開設事業 椿野～はじかみ線

ふるさと林道緊急整備事業 高田～斧田線

基盤整備促進事業(農業施設、農道等)

森林環境保全整備事業(再掲)

林業・木材産業構造改革事業

商工会活動の支援

小口融資

産業立地の推進

新規産業等の立地促進

県営産業団地の誘致推進

県営産業団地周辺基盤整備事業

過疎地域における固定資産税の特例制度

交流拠点の整備

土地区画整理事業（インターチェンジ周辺整備）

四国山香りの森公園整備事業（再掲）

グリーンツーリズム拠点施設整備事業（再掲）

## 5 豊かな心と文化を育むまちづくり

### (1) 教育環境の整備

心豊かでたくましく生きる子供達を育成するため、学校、家庭、地域社会の連携を図るとともに、基礎的な教育の充実のみならず、新たな時代の要請に応え、個性や創造性を伸ばす教育の実践に努めます。

新市の教育振興について総合的な取り組みを進めるとともに、研修・研究等により教員や指導者の資質を高めるため、教育委員会に（仮称）総合教育研究所を設置します。

良好な教育環境を確保するため、地域の状況に応じて、校舎の建設や改築など学校施設を整備するとともに、通学手段を確保します。

また、高度情報化社会に対応した人材を育成するため、小中学校の高速通信網等インターネット利用環境を整備し、パソコンを配備します。

### (2) 生涯学習・スポーツの振興

余暇時間の増大やニーズの多様化を踏まえ、生涯学習やスポーツを振興し、その活動と交流を通じて住民の健やかな生活と地域コミュニティの形成を図ります。このため、公民館やスポーツ施設の充実整備を図るとともに、各種講座の充実や総合型地域スポーツクラブ、自主学習グループ等関係団体の活動の支援・育成に努めます。

また、学習機会やスポーツ施設の利用についての情報提供の充実を図ります。

### (3) 地域文化の振興

地域の歴史と伝統を尊び、心の拠りどころとなるよう、埋蔵文化財の発掘や保護、伝承文化や伝統行事の保存に努めます。

また、人々の生活から生まれる新たな地域文化の創造を図り、新市の誇りとなるような文化を育むため、芸術文化団体や住民の芸術文化活動とネットワークづくりを支援します。

総合的な文化施設などの施設整備を検討します。

また、伊自良地域においては文化の里整備を継続的に進めます。

### (4) 国際交流の推進

国際感覚あふれる人づくりを進めるとともに、生活、文化など幅広い分野での多様な交流を促進します。

【施策項目】

【主要事業】

教育環境の整備	(仮称) 学校・家庭・地域社会連携推進事業 (仮称) 総合教育研究所の設置 小中学校施設整備事業 小中学校 校内LAN・パソコン整備事業
生涯学習・スポーツ振興	総合スポーツ公園整備事業 サイクリング・ウォーキングロード整備事業(再掲) 総合型スポーツクラブの育成
地域文化の向上	埋蔵文化財の発掘・保護 伝承文化や伝統行事の保存 芸術文化団体・芸術文化活動の支援 文化の里整備事業 コンサートホールなど多目的に利用できる文化ホール整備事業の検討
国際交流の推進	中学校生徒海外派遣事業



## 6 重点プロジェクト（新市事業、再掲）

### （1）健やかで安らかなまちづくり

- （仮称）北部デイサービスセンターの設置
- （仮称）山県郡まるごと福祉健康村拠点施設整備事業

### （2）便利で快適なまちづくり

- （仮称）高富インターチェンジの早期開設促進及び周辺整備
- 幹線道路網の改良整備
- 上下水道整備事業
- 総合交通体系の整備 自主運行バスの拡充と運賃体系の統一
- 高度情報化の推進 C A T Vの整備

### （3）豊かで美しい自然を守るまちづくり

- 地域新エネルギー導入促進事業

### （4）活力あふれる産業のまちづくり

- 県営産業団地の誘致推進及び周辺整備

### （5）豊かな心と文化を育むまちづくり

- 小中学校施設整備事業
- 総合スポーツ公園整備事業

## 新市における岐阜県事業の推進

IV章で整理した主要事業のうち岐阜県が事業主体となつて行う事業を再整理します。河川・砂防事業、幹線道路網の整備、農村や農業施設の整備、森林の整備など基盤整備関連事業が中心です。

【施策項目】	【主要事業】
河川・砂防事業	基幹河川改修事業（鳥羽川、武儀川） 河川局部改良事業（鳥羽川、伊自良川） 急傾斜地崩壊対策事業 通常砂防事業
幹線交通網の整備	国道256号道路改築事業 国道418号道路改築事業 主要地方道岐阜美山線道路改築事業 県道伊自良高富線道路改良事業 県道神崎高富線道路改良事業 交通安全事業、交通安全施設整備事業 橋梁補修事業
住環境の整備	県営中山間地域農村活性化総合整備事業
森林の整備	水源森林総合整備事業
農林業の振興	県営中山間地域農村活性化総合整備事業（再掲） 県営かんがい排水事業（中濃用水） ふるさと林道緊急整備事業 伊自良～根尾線

## 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、地域特性や地域バランスを考慮するとともに、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮して逐次検討します。

また、新たな公共的施設の整備にあたっては、財政事情を考慮しながら、事業の効果や効率性について十分議論するとともに、既存施設の有効活用など、効率的な整備に努めます。

なお、新市の庁舎は高富町役場に置くものとし、伊自良村役場及び美山町役場については、それぞれ伊自良支所、美山支所とします。

# 財政計画

新市における財政計画は、歳入歳出の各項目ごとに、過去の実績（現に3町村のみで構成している一部事務組合分を加算し、3町村及び当該一部事務組合との重複分を控除する。）、経済情勢や人口推移等を勘案し、合併後10年度間について普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、本計画に基づく主要事業、市民負担・サービス水準に関する調整方針に伴う財政影響分、合併に伴う節減経費、国による財政支援分等を反映させるとともに、堅実な財政運営に心掛けるようにしています。

項目ごとの主な内容は次のとおりです。

## 【歳入】

### 地方税（譲与税及び交付金）

地方税等については、過去の実績推移と今後の経済見通し等を踏まえ、人口推移を勘案しながら現行税制度を基本にして推計しています。

### 地方交付税

地方交付税については、普通交付税における算定の特例（合併算定替）により算出し、過去からの事業費補正・公債費算入分を勘案し、国の構造改革による影響額を考慮して推計基準財政需要額を算出し、それぞれの年度ごとに推計した地方税等による推計基準財政収入額を控除するとともに、合併による普通交付税上乗せ分、特別交付税措置分及び合併特例債償還に伴う普通交付税算入分を加算して推計しています。

### 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績推移を踏まえ、合併調整方針に伴う住民負担の影響分及び新市建設計画に基づく事業による収入分を見込んで推計しています。

### 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、過去の実績推移を踏まえ、合併調整方針に伴う住民負担の影響分を見込んで推計しています。

### 国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績推移を踏まえ、合併市町村補助金等及び新市建設計画に基づく事業による収入分を見込んで推計しています。

### 財産収入及び寄附金

財産収入及び寄附金については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

### 繰入金

繰入金については、主要事業の実施等に伴う年度間調整をするため、各種基金を効率的に活用していく方針のもと推計しています。

### 諸収入

諸収入については、過去の実績推移を踏まえ、合併調整方針に伴う住民負担の影響額、合併後の市町村振興のための基金の利息収入分を見込んで推計しています。

#### **地方債**

地方債については、平成16年度における平成7年度・8年度発行の減税補てん債の借り換え分を見込むとともに、本計画に基づく事業の合併特例債や通常債等の発行分を見込んで推計しています。

### **【歳 出】**

#### **人件費**

人件費については、適正な定員管理に基づいて積算した一般職員分と合併に伴う特別職等の人件費削減効果を見込んで推計しています。

#### **物件費**

物件費については、過去の実績推移を踏まえ、合併による事務経費削減効果を見込むとともに、平年度経常分については増加させないこととして推計しています。

#### **維持補修費**

維持補修費については、過去の実績推移を踏まえ、新市における行政財産等の管理状況を勘案して推計しています。

#### **扶助費**

扶助費については、過去の実績推移を踏まえ、人口の高齢化を勘案するとともに、合併調整方針に伴う行政サービスの格差是正等のための経費を見込んで推計しています。

#### **補助費等**

補助費等については、過去の実績推移を踏まえ、合併調整方針に伴う行政サービスの格差是正等のための経費を見込んで推計しています。

#### **公債費**

公債費については、平成14年度末までの地方債に係る償還予定額に、新市における新たな地方債（合併特例債等）に係る償還見込額を見込んで推計しています。

#### **積立金**

積立金については、過去の実績推移を踏まえ、合併後の市町村振興のための基金造成による積立、基金利息収入の積立分等を見込んで集計しています。

#### **繰出金**

繰出金については、国民健康保険・老人保健に関しては現行制度を基本とし、下水道事業等に関しては収支見通しに配慮するとともに、各特別会計の過去の実績推移、合併調整方針に伴い影響する経費等を見込んで集計しています。

#### **投資・出資・貸付金**

投資・出資・貸付金については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

### **普通建設事業費**

普通建設事業費については、本計画に基づく事業費及び経常的な普通建設事業費を見込んで推計しています。

# 歳入

(単位:百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地 方 税	3,046	3,066	3,086	3,096	3,106	3,116	3,126	3,135	3,139	3,141
地 方 譲 与 税	189	189	189	189	189	189	189	189	189	189
利 子 割 交 付 金	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
地方消費税交付金	274	277	280	282	285	288	291	293	296	299
ゴルフ場利用税交付金	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
軽油・自動車交付金	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
地方特例交付金	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117
地 方 交 付 税	4,949	4,542	4,286	4,065	4,054	4,107	4,278	4,437	4,617	4,760
交通安全交付金	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
分 担 金 ・ 負 担 金	71	71	168	134	112	72	72	72	72	72
使 用 料	219	221	223	226	228	231	233	235	237	239
手 数 料	114	115	116	117	118	119	120	122	123	124
国 庫 支 出 金	1,122	1,929	2,235	1,042	746	831	823	366	359	353
県 支 出 金	843	988	867	1,066	767	742	729	656	644	632
財 産 収 入	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
寄 附 金	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
繰 入 金	221	1,614	815	266	291	492	575	720	809	786
諸 収 入	206	222	256	231	181	181	181	187	181	181
地 方 債	2,054	2,887	3,718	3,202	2,935	2,485	2,027	1,589	1,565	487
歳 入 合 計	13,734	16,547	16,665	14,342	13,438	13,279	13,070	12,427	12,657	11,689

# 歳出

(単位:百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人 件 費	3,206	3,166	3,152	3,138	3,124	3,110	3,096	3,082	3,068	3,054
扶 助 費	443	456	469	483	497	513	528	544	560	577
公 債 費	1,811	2,292	1,741	1,631	1,792	2,008	2,260	2,487	2,726	2,867
物 件 費	1,869	1,870	1,867	1,867	1,867	1,867	1,867	1,867	1,867	1,867
維 持 補 修 費	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187
補 助 費 等	924	963	971	979	987	995	1,004	1,014	1,021	1,031
うち組合負担金	217	220	222	224	226	228	230	233	235	237
積 立 金	671	480	480	480	480	480	480	480	480	480
投資・出資・貸付金	97	98	100	101	103	104	106	107	109	110
繰 出 金	625	668	703	724	623	576	564	640	651	653
投 資 的 経 費	3,901	6,367	6,995	4,752	3,778	3,439	2,978	2,019	1,988	863
うち普通建設事業費	3,870	6,337	6,965	4,722	3,748	3,409	2,948	1,989	1,958	833
うち災害復旧事業費	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
歳 出 合 計	13,734	16,547	16,665	14,342	13,438	13,279	13,070	12,427	12,657	11,689



# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い				協議細目			
調整の方針	<p>(案) 高富町、伊自良村及び美山町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合及び山県郡保健福祉事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。</p> <p>給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。</p>							
項目	高 富 町		伊 自 良 村		美 山 町		備 考	
1. 職員定数及び 実職員数	(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)			
	条例定数(人)	実職員数(人)	条例定数(人)	実職員数(人)	条例定数(人)	実職員数(人)		
区 分	町・村長の事務部局の職員	150	150	48	48	111	99	
	議会の事務部局の職員	2	2	併任 (2)	併任 (2)	4 内併任 (2)	2	
	選挙管理委員会の事務部局の職員		併任 (5)	併任 (3)	併任 (3)	併任 (3)	併任 (2)	
	監査委員の事務部局の職員		併任 (3)	併任 (1)	併任 (1)		併任 (1)	
	教育委員会の事務部局の職員	14	12	3	3	9	9	
	教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	20	15	7	7	22	11	
	農業委員会の事務部局の職員	2	2	併任 (2)	併任 (2)	2	2	
	公営企業事務部局の職員	5	3				2	
	合 計	193	184	58	58	146	125	
2. 定数内の派遣 職員状況	派 遣 先 名	職 員 数	派 遣 先 名	職 員 数	派 遣 先 名	職 員 数		
	山県郡保健福祉事務組合	3	山県郡保健福祉事務組合	1	山県郡保健福祉事務組合	2		
	山県郡障害児療育施設事務組合	1	高富町・美山町	各1	美山町社会福祉協議会	2		
	高富町社会福祉協議会	1			岐阜県	1		
	伊自良村・美山町	各1			高富町・伊自良村	各1		
	派 遣 元 名	職 員 数	派 遣 元 名	職 員 数	派 遣 元 名	職 員 数		
	岐阜県	1	高富町・美山町	各1	岐阜県	1		
	伊自良村・美山町	各1			高富町・伊自良村	各1		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目		一般職の職員の身分の取扱い				協議細目			
調整の方針									
項目		高 富 町		伊 自 良 村		美 山 町		備 考	
3. 職 制	区 分	(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)			
		職 名	職員数(人)	職 名	職員数(人)	職 名	職員数(人)		
		課長級	参事・課長・局長・館長・所長・主幹	26	課長・老人福祉センター所長・中央公民館長	7	参事・課長・局長・室長・主幹	13	
		課長補佐級	課長補佐・副所長	23	課長補佐・保育所長	8	課長補佐・所長	16	
		係長級	係長	11	係長・図書館長	6	係長・主任主査・所長	25	
		主査級	主査	15	主査	4	主査	33	
		主任級	主任	28	主任	22	主任	9	
		主事級	主事	47	主事	5	主事	10	
		主事補級	主事補	12			主事補	5	
		合 計		162		52		111	
4. 給与	1. 給料表の種類	行政職	行政職給料表	8級制 (国と同じ)	行政職給料表	7級制 (国と同じ)	行政職給料表	8級制 (国と同じ)	
		単純労務職	単純労務職給料表	2級制 (国と同じ)	単純労務職給料表	3級制 (国と同じ)	単純労務職給料表	3級制 (国と同じ)	
		企業職	企業職給料表 (行政職給料表に同じ)	8級制 (国と同じ)					
	2. ラスパイレス指数(注1)	一般行政職	93.5	96.8	91.2	平成13年4月1日現在 (注1)ラスパイレス指数 = 国家公務員の給与水準を100として地方公務員の給与水準と比較したときの指数			
		技能労務職	80.7	80.1	84.2				

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目		一般職の職員の身分の取扱い				協議細目			
調整の方針									
項目		高 富 町		伊 自 良 村		美 山 町		備 考	
		(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)			
4. 給与	3. 職員 1人当 たり給 与	区 分	区 分		区 分		区 分		給与月額 = 給料月額 + (扶養手当 + 通勤手当 + 住居手当) 月額
		一般行政職	金額等	金額等	金額等	金額等	金額等	金額等	
		平均給料月額	282,247円	292,282円	224,750円	236,600円	322,206円	342,253円	
		平均給与月額	293,839円	311,784円	225,416円	241,331円	311,784円	342,253円	
		平均年齢	38歳0月	37歳8月	48歳8月	55歳9月	40歳8月	40歳8月	
		単純労務職	金額等	金額等	金額等	金額等	金額等	金額等	
		平均給料月額	216,134円	224,750円	236,600円	197,750円	236,600円	236,600円	
		平均給与月額	218,765円	225,416円	241,331円	241,331円	241,331円	241,331円	
		平均年齢	49歳1月	48歳8月	55歳9月	28歳4月	28歳4月	28歳4月	
	企業職	金額等	金額等	金額等	金額等	金額等	金額等		
平均給料月額	281,500円	346,500円	346,500円	197,750円	197,750円	197,750円			
平均給与月額	298,166円	365,000円	365,000円	224,983円	224,983円	224,983円			
平均年齢	34歳7月	41歳2月	41歳2月	28歳4月	28歳4月	28歳4月			
4. 特殊勤務手当		税務手当・伝染病防疫作業手当・死体取扱手当・汚物処理作業手当・運転手当・保育士特殊勤務手当・精神障害者取扱手当		衛生労務手当		税務手当・感染症防疫作業手当・衛生業務手当・国民健康保険税手当・用地交渉手当・災害対策業務手当		左記の特殊勤務手当については、新市において全て廃止する。	
5. 山県郡3町村で構成する一部事務組合の職員定数及び実職員数		(平成14年4月1日現在)							
		一部事務組合名	条例定数(人)	実職員数(人)	一部事務組合名	条例定数(人)	実職員数(人)		
		山県郡障害児療育施設事務組合	3	3	山県郡環境衛生施設組合	10	7		
		山県郡老人福祉施設事務組合	15	14	山県郡保健福祉事務組合	7	0		
		山県消防組合	60	50					
参 考 法 令		<p>【市町村の合併の特例に関する法律(抄)】 (職員の身分取扱い) 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p> <p>【地方公務員法(抄)】 (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員) 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3 特別職は、左に掲げる職とする。 (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 (1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 (1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、囑託員及びこれらの者に準ずる者の職 (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p>							

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い	協議細目															
調整の方針																	
項目	参 考 資 料																
先進事例	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村名</th> <th style="width: 15%;">合併期日</th> <th style="width: 70%;">調 整 方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">篠山市</td> <td style="text-align: center;">H11.4.1</td> <td>                     1. 篠山市、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。                      2. 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。                      3. 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。                      4. 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西東京市</td> <td style="text-align: center;">H13.1.21</td> <td>                     1. 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。                      2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。                      3. 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。                      4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さいたま市</td> <td style="text-align: center;">H13.5.1</td> <td>                     1. 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。                      2. 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さぬき市</td> <td style="text-align: center;">H14.4.1</td> <td>                     1. 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。                      2. 職員の定数の合計については、現行定数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。                      3. 職員の職名については、合併時に調整する。                      4. 現職員については、現給を保障する。                 </td> </tr> </tbody> </table>		市町村名	合併期日	調 整 方 針	篠山市	H11.4.1	1. 篠山市、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。 4. 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。	西東京市	H13.1.21	1. 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。 4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。	さいたま市	H13.5.1	1. 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。	さぬき市	H14.4.1	1. 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整する。 4. 現職員については、現給を保障する。
市町村名	合併期日	調 整 方 針															
篠山市	H11.4.1	1. 篠山市、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。 4. 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。															
西東京市	H13.1.21	1. 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。 4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。															
さいたま市	H13.5.1	1. 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。															
さぬき市	H14.4.1	1. 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整する。 4. 現職員については、現給を保障する。															

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	特別職の職員の身分の取扱い						協議細目	
調整の方針	(案) 新市の職務執行者については、3町村の長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町村の長が協議して定めるものとする。							
項目	高富町		伊自良村		美山町		根拠法令	
1. 常勤の特別職等の状況 (平成14年7月1日現在)	現員数	任期	現員数	任期	現員数	任期		
役職名	町・村長	空席	自: 至:	1人	自:平成11年4月30日 至:平成15年4月29日	1人	自:平成10年10月12日 至:平成14年10月11日	地方自治法第139条 地方自治法施行令第1条の2
	助役	1人	自:平成11年4月1日 至:平成15年3月31日	1人	自:平成12年10月1日 至:平成16年9月30日	1人	自:平成14年4月1日 至:平成18年3月31日	地方自治法第161条
	収入役	1人	自:平成10年10月1日 至:平成14年9月30日	1人	自:平成12年4月1日 至:平成16年3月31日	1人	自:平成14年4月1日 至:平成18年3月31日	地方自治法第168条
	教育長	1人	自:平成11年10月1日 至:平成14年9月30日	1人	自:平成12年10月1日 至:平成16年9月30日	1人	自:平成11年10月1日 至:平成15年9月30日	地教法第16条 地教法令第19条
2. 各種委員会委員及び 監査委員(地方自治法第180条の5)の状況 (平成14年4月1日現在)	委員数	任期	委員数	任期	委員数	任期	根拠法令	
委員会名等	教育委員会	委員長 1人	4年(注)	委員長 1人	4年(注)	委員長 1人	4年(注)	地教法第2条 地教法令第18条
		委員 4人		委員 4人		委員 4人		
		(教育長) (1人)		(教育長) (1人)		(教育長) (1人)		
	選挙管理委員会	委員長 1人	4年	委員長 1人	4年	委員長 1人	4年	地方自治法第181条 地方自治法施行令第4条
		委員 3人		委員 3人		委員 3人		
	公平委員会	地方公務員法第7条第4項の規定により、山県郡公平委員会を共同設置						地方公務員法第7条 地方自治法第252条の7
監査委員	識見を有する委員 1人	4年	識見を有する委員 1人	4年	識見を有する委員 1人	4年	地方自治法第195条	
	議会選出委員 1人	議会議員の任期	議会選出委員 1人	議会議員の任期	議会選出委員 1人	議会議員の任期		
固定資産評価審査委員会	委員長 1人	3年(注)	委員長 1人	3年(注)	委員長 1人	3年(注)	地方税法第423条	
	委員 2人		委員 2人		委員 2人			
(注) 委員長の任期については1年。ただし、再選されることができる。 表内の( )は内書き 【根拠法令名】 地教法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)、地教法令(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令)								

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	特別職の職員の身分の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	参 考 資 料		
参 考 法 令	特別職の職員 の身分に関する 取扱い	<p><b>【地方公務員法(抄)】</b>  <b>(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)</b>                      第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。                      2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。                      3 特別職は、左に掲げる職とする。                      (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職                      (1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職                      (1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職                      (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの                      (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職                      (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの                      (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p> <p><b>【地方自治法(抄)】</b>  <b>(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)</b>                      第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左のとおりである。                      (1) 教育委員会                      (2) 選挙管理委員会                      (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会                      (4) 監査委員                      2 省 略                      3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左のとおりである。                      (1) 農業委員会                      (2) 固定資産評価審査委員会                      4～8 省 略</p>	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	特別職の職員の身分の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	参 考 資 料		
参 考 法 令	市 町 村 長	<p><b>【地方自治法(抄)】</b>  <b>(知事及び市町村長)</b>                      第139条 省略                      2 市町村に市町村長を置く。  <b>(任期)</b>                      第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。                      2 省略</p> <p><b>【公職選挙法(抄)】</b>  <b>(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)</b>                      第33条 1～2 省略                      3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。                      4～5 省略</p> <p><b>【地方自治法施行令(抄)】</b>  <b>(長の職務を暫定的に行う者)</b>                      第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。                      2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあっては総務大臣、市町村の設置にあっては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。                      3 第1項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であった者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。</p>	
	助 役	<p><b>【地方自治法(抄)】</b>  <b>(副知事・助役の設置及びその定数)</b>                      第161条 省略                      2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。                      3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。  <b>(副知事及び助役の選任)</b>                      第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。  <b>(副知事及び助役の任期)</b>                      第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。</p>	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	特別職の職員の身分の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	参 考 資 料		
参 考 法 令	収入役	<p><b>【地方自治法(抄)】</b>  <b>(出納長・収入役及び副出納長・副収入役)</b>                      第168条 省略                      2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。                      3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。                      4 副出納帳及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。                      5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。                      6 省略                      7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。                      8～9 省略</p>	
	教育長 教育委員会	<p><b>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)】</b>  <b>(設置)</b>                      第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。  <b>(組織)</b>                      第3条 教育委員会は、5人の委員を以て組織する。(以下省略)  <b>(任命)</b>                      第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。                      2～4 省略  <b>(任期)</b>                      第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。                      2 委員は、再任されることができる。  <b>(教育長)</b>                      第16条 教育委員会に、教育長を置く。                      2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。                      3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。                      4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。  <b>(教育長及び事務局職員の身分取扱)</b>                      第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。</p>	



# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	特別職の職員の身分の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	参 考 資 料		
参 考 法 令	教 育 長 教 育 委 員 会	<p><b>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(抄)】</b>  <b>(最初の委員の選任等)</b>                      第18条 市町村の設置があった場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村長職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。</p> <p>2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。</p> <p>3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。</p> <p><b>(最初の教育長の互選)</b>                      第19条 市町村の設置があった場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。</p> <p><b>(最初に任命される委員の任期)</b>                      第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあっては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあっては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。</p> <p><b>【教育公務員特例法(抄)】</b>  <b>(教育長の給与等)</b>                      第17条 教育長については、地方公務員法第22条から第25条まで(条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は、適用しない。</p> <p>2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。</p>	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	特別職の職員の身分の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	参 考 資 料		
参 考 法 令	選挙管理委員会	<p><b>【地方自治法(抄)】</b>  <b>(選挙管理委員会の設置及び組織)</b>                      第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。                      2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。</p> <p><b>(選挙管理委員及び補充員の選挙)</b>                      第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。                      2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。                      3～8 省略</p> <p><b>(任期)</b>                      第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。                      2～4 省略</p> <p><b>【地方自治法施行令(抄)】</b>  <b>(暫定的選挙管理委員)</b>                      第4条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者をもってこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもってこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であった者がいないときは、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であった者(これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもってこれに充てるものとする。                      2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。</p>	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	特別職の職員の身分の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	参 考 資 料		
参 考 法 令	<p><b>公平委員会</b></p> <p>【地方自治法(抄)】 (その他の委員会の職務権限等) 第202条の2 省略 2 公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。 3～5 省略</p> <p>【地方公務員法(抄)】 (人事委員会又は公平委員会の設置) 第7条 1～2 省略 3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。</p> <p>(人事委員会又は公平委員会の委員) 第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。 3～9 省略 10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 11～13 省略</p>		
監 査 委 員	<p>【地方自治法(抄)】 (監査委員の設置及び定数) 第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。</p> <p>(選任及び兼職の禁止) 第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。 2～3 省略 4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。 5 省略</p>		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	特別職の職員の身分の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	参 考 資 料		
参 考 法 令	監 査 委 員	<p>(任期) 第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p> <p><b>【地方自治法施行令(抄)】</b> <b>(監査委員の定数4人の市)</b> 第140条の2 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。</p>	
参 考 法 令	固定資産評価審査委員会	<p><b>【地方税法(抄)】</b> <b>(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)</b> 第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。 4～5 省略 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7 省略 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。</p>	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	特別職の職員の身分の取扱い	協議細目													
調整の方針															
項目	参 考 資 料														
先進事例	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村名</th> <th style="width: 15%;">合併期日</th> <th style="width: 70%;">調 整 方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">篠山市</td> <td style="text-align: center;">H11.4.1</td> <td>                     1. 新町の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。                      2. 行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さいたま市</td> <td style="text-align: center;">H13.5.1</td> <td>3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さぬき市</td> <td style="text-align: center;">H14.4.1</td> <td>                     1. 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、5町の長が協議して定める。                      2. 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定めるものとする。                 </td> </tr> </tbody> </table>			市町村名	合併期日	調 整 方 針	篠山市	H11.4.1	1. 新町の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。 2. 行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。	さいたま市	H13.5.1	3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。	さぬき市	H14.4.1	1. 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、5町の長が協議して定める。 2. 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定めるものとする。
市町村名	合併期日	調 整 方 針													
篠山市	H11.4.1	1. 新町の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。 2. 行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。													
さいたま市	H13.5.1	3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。													
さぬき市	H14.4.1	1. 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、5町の長が協議して定める。 2. 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定めるものとする。													

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

産建水道専門部会

産業分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	産業・建設関係事業(小口融資制度)
調整の方針	(案) 小口融資制度については、中小企業者の経営安定を図るため、岐阜県の施策動向を踏まえながら引き続き実施し、若しくはこれに代わる制度を設ける。なお、制度を見直す場合には、借入残高のある者が制度改正により支障を来さないよう最大限に配慮する。		
高富町、伊自良村及び美山町による小口融資制度の概要			
趣 旨	各町村内における中小企業者の経営安定を図るため、岐阜県信用保証協会の追認による信用保証を活用し、融資の円滑かつ迅速化を図る。		
町村による損失補償	中小企業者の借入金につき協会が代位弁済した場合には、その元金相当額の10分の1の金額を当該町村が岐阜県信用保証協会に対して損失補償金として交付する。		
融 資 の 概 要	貸付限度額等	1企業1,250万円(伊自良村は1,000万円。また、伊自良村・美山町においては、連帯保証人1人以上を付さない場合、原則として過去1箇年間の販売実績における平均1箇月の販売高以内)。ただし、他に保証がある場合は、その保証を含め2,000万円(うち、「県小口」「協会小口」等を合わせて1,250万円)。 融資金額10万円単位とし、最低10万円最高1,250万円までの125種類	
	資金使途	事業上の運転資金及び軽易な設備資金	
	不動産担保	原則として要しない。	
	連帯保証人	原則として要しない。ただし、他に保証がある場合に、本保証を含めて1,250万円を超える場合は、当該町村内居住の資産、信用のある連帯保証人1人以上(法人の場合は代表者を含め2人以上)を要する。 2,000万円を超える保証、相保証、夫婦間・世帯を同じくする者の保証をすることはできない。ただし、債務の履行が確実と認められるものについては、融資の斡旋をし、保証、弁済能力充分ありと認められるものについては、連帯保証人とすることができる。	
	貸付利率	岐阜県信用保証協会と債務保証契約を締結し、追認保証の覚書を取り交わしている町村指定の金融機関所定の利率	
	信用保証利率	岐阜県信用保証協会所定の利率	
申 込 人 の 資 格 等	返済方法	月賦返済 月賦金額……毎月均等返済 貸付期間……10箇月、20箇月、25箇月、40箇月、50箇月、60箇月、72箇月、84箇月、96箇月の9種類 一括返済 貸付期間……月数単位とし、6箇月以上12箇月までの7種類	
	基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該町村内に店舗、工場又は事業所を有し、常時使用する従業員の数が20人以下の法人及び個人で、当該町村内で2年以上引続き同一事業を営むもの</li> <li>・ 次に掲げる以外の業種に属する事業を行うもの 農業、 林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)、 漁業、 金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)</li> <li>・ 申込の日以前2年間に納期が到来した町村民税(所得割、法人の場合は法人税割)を完納しているもの(高富町においては更に固定資産税、軽自動車税及び保険税を完納しているもの)。ただし、地方税法の規定による障害者控除額、老年者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより、町村民税の所得割の税額がなくなった者である場合は均等割を完納しているもの 連帯保証人2人以上を付す場合にはこの資格要件は不要。</li> </ul>	
	その他事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資については計画通り償還が可能なもの</li> <li>・ 金融機関からの借入及び岐阜県信用保証協会の保証付借入につき延滞のないもの及び過去の実績が不良でないもの</li> <li>・ 岐阜県信用保証協会の代位弁済を受けたことのないもの</li> <li>・ 岐阜県信用保証協会の代位弁済を受けているものの連帯保証人でないもの</li> <li>・ 手形交換所の取引停止処分又は警告を受けていないもの。手形交換所のない地域にあっては、過去1年間(高富町の場合は2年間)に手形、小切手が不渡りとなったことのないもの</li> </ul>	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

産建水道専門部会

産業分科会

協議項目	協議細目						産業・建設関係事業(小口融資制度)
調整の方針							
	高 富 町		伊 自 良 村		美 山 町		備 考
預託金額	48,000千円		1,500千円		60,000千円		
総貸付限度額	240,000千円		7,500千円		300,000千円		預託金額の5倍まで
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
平成8年度融資	27件	74,500千円	-	-	17件	52,600千円	
平成9年度融資	30件	102,800千円	-	-	5件	19,600千円	
平成10年度融資	14件	37,000千円	-	-	7件	25,500千円	
平成11年度融資	10件	30,680千円	-	-	3件	9,000千円	
平成12年度融資	29件	78,500千円	-	-	2件	2,400千円	
平成13年度融資	29件	98,700千円	-	-	-	-	
平成13年度末 融資残高	84件	186,496千円	-	-	14件	16,328千円	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

産建水道専門部会  
総務専門部会

基盤整備分科会  
企画財政分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	産業・建設関係事業(公営住宅)																																																																																																																																																								
調整の方針	(案) 公営住宅については現行のとおりとし、新市においても適正な維持管理に努めるとともに、公営住宅供給の推進を図るものとする。																																																																																																																																																										
高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	備 考																																																																																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: left;">公営住宅の現状</th> <th colspan="5" style="text-align: left;">公営住宅の現状</th> <th colspan="5" style="text-align: left;">公営住宅の現状</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">構 造</th> <th style="width: 10%;">建設年次</th> <th style="width: 10%;">管理戸数</th> <th style="width: 10%;">入居戸数</th> <th colspan="5">該当無し</th> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">構 造</th> <th style="width: 10%;">建設年次</th> <th style="width: 10%;">管理戸数</th> <th style="width: 10%;">入居戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">町営住宅</td> <td colspan="5"></td> <td colspan="5">町営住宅</td> </tr> <tr> <td>金池住宅</td> <td>木造平屋建</td> <td>昭和37年</td> <td>15戸</td> <td>11戸</td> <td colspan="5"></td> <td>西市場住宅(サンセイス美山)</td> <td>鉄筋コンクリート造3階建</td> <td>平成5年</td> <td>9戸</td> <td>9戸</td> </tr> <tr> <td>寺洞住宅</td> <td>木造平屋建</td> <td>昭和40年</td> <td>14戸</td> <td>7戸</td> <td colspan="5"></td> <td>特定公共賃貸住宅</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>唐鋤住宅</td> <td>簡易耐火造2階建</td> <td>昭和51年</td> <td>6戸</td> <td>6戸</td> <td colspan="5"></td> <td>西市場住宅(サンセイス美山)</td> <td>鉄筋コンクリート2階建</td> <td>平成5年</td> <td>6戸</td> <td>6戸</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">平成14年4月1日現在</td> <td colspan="5"></td> <td>その他の住宅 (クラフトビレッジ住宅)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td colspan="5"></td> <td>神崎住宅</td> <td>鉄骨造2階建</td> <td>昭和47年</td> <td>1戸</td> <td>1戸</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td colspan="5"></td> <td>伊住戸住宅</td> <td>木造平屋建</td> <td>昭和4年</td> <td>1戸</td> <td>1戸</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td colspan="5"></td> <td colspan="5" style="text-align: right;">平成14年4月1日現在</td> </tr> </tbody> </table>				公営住宅の現状					公営住宅の現状					公営住宅の現状					名 称	構 造	建設年次	管理戸数	入居戸数	該当無し					名 称	構 造	建設年次	管理戸数	入居戸数	町営住宅										町営住宅					金池住宅	木造平屋建	昭和37年	15戸	11戸						西市場住宅(サンセイス美山)	鉄筋コンクリート造3階建	平成5年	9戸	9戸	寺洞住宅	木造平屋建	昭和40年	14戸	7戸						特定公共賃貸住宅						唐鋤住宅	簡易耐火造2階建	昭和51年	6戸	6戸						西市場住宅(サンセイス美山)	鉄筋コンクリート2階建	平成5年	6戸	6戸	平成14年4月1日現在										その他の住宅 (クラフトビレッジ住宅)																神崎住宅	鉄骨造2階建	昭和47年	1戸	1戸											伊住戸住宅	木造平屋建	昭和4年	1戸	1戸											平成14年4月1日現在				
公営住宅の現状					公営住宅の現状					公営住宅の現状																																																																																																																																																	
名 称	構 造	建設年次	管理戸数	入居戸数	該当無し					名 称	構 造	建設年次	管理戸数	入居戸数																																																																																																																																													
町営住宅										町営住宅																																																																																																																																																	
金池住宅	木造平屋建	昭和37年	15戸	11戸						西市場住宅(サンセイス美山)	鉄筋コンクリート造3階建	平成5年	9戸	9戸																																																																																																																																													
寺洞住宅	木造平屋建	昭和40年	14戸	7戸						特定公共賃貸住宅																																																																																																																																																	
唐鋤住宅	簡易耐火造2階建	昭和51年	6戸	6戸						西市場住宅(サンセイス美山)	鉄筋コンクリート2階建	平成5年	6戸	6戸																																																																																																																																													
平成14年4月1日現在										その他の住宅 (クラフトビレッジ住宅)																																																																																																																																																	
										神崎住宅	鉄骨造2階建	昭和47年	1戸	1戸																																																																																																																																													
										伊住戸住宅	木造平屋建	昭和4年	1戸	1戸																																																																																																																																													
										平成14年4月1日現在																																																																																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">入居資格</th> <th style="width: 30%;">入居資格</th> <th style="width: 35%;">障害者 障害の程度が1級から4級の者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>町営住宅</p> <p>現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること。 現に住宅に困っていることが明らかなこと。 公営住宅法等で定められた収入基準( )に該当すること。</p> <p>申込者及び親族(婚約者を含む。)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計から諸控除額を減じ、これを12で割った額が次に掲げる金額以下であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般世帯については、基準額が200,000円以下</li> <li>・ 高齢者・障害者等( )の世帯については、基準額が268,000円以下</li> </ul> <p>市町村税を滞納していないこと。</p> </td> <td> <p>町営住宅</p> <p>現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること。 現に住宅に困っていることが明らかなこと。 公営住宅法等で定められた収入基準( )に該当すること。</p> <p>申込者及び親族(婚約者を含む。)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計から諸控除額を減じ、これを12で割った額が次に掲げる金額以下であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般世帯については、基準額が200,000円以下</li> <li>・ 高齢者・障害者等( )の世帯については、基準額が268,000円以下</li> </ul> <p>特定公共賃貸住宅</p> <p>現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること。 現に住宅を必要としていること。</p> <p>申込者及び親族(婚約者を含む。)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計が200,000円以上322,000円以下であること。</p> <p>その他の住宅</p> <p>美山町にて定住を希望する工芸家であること。 美山町の生涯学習等において、地域文化の向上に寄与すること。 体験学習等の指導者として、その役割を果たすこと。</p> </td> <td> <p>高齢者</p> <p>50歳以上の者</p> </td> </tr> </tbody> </table>				入居資格	入居資格	障害者 障害の程度が1級から4級の者等	<p>町営住宅</p> <p>現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること。 現に住宅に困っていることが明らかなこと。 公営住宅法等で定められた収入基準( )に該当すること。</p> <p>申込者及び親族(婚約者を含む。)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計から諸控除額を減じ、これを12で割った額が次に掲げる金額以下であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般世帯については、基準額が200,000円以下</li> <li>・ 高齢者・障害者等( )の世帯については、基準額が268,000円以下</li> </ul> <p>市町村税を滞納していないこと。</p>	<p>町営住宅</p> <p>現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること。 現に住宅に困っていることが明らかなこと。 公営住宅法等で定められた収入基準( )に該当すること。</p> <p>申込者及び親族(婚約者を含む。)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計から諸控除額を減じ、これを12で割った額が次に掲げる金額以下であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般世帯については、基準額が200,000円以下</li> <li>・ 高齢者・障害者等( )の世帯については、基準額が268,000円以下</li> </ul> <p>特定公共賃貸住宅</p> <p>現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること。 現に住宅を必要としていること。</p> <p>申込者及び親族(婚約者を含む。)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計が200,000円以上322,000円以下であること。</p> <p>その他の住宅</p> <p>美山町にて定住を希望する工芸家であること。 美山町の生涯学習等において、地域文化の向上に寄与すること。 体験学習等の指導者として、その役割を果たすこと。</p>	<p>高齢者</p> <p>50歳以上の者</p>																																																																																																																																																		
入居資格	入居資格	障害者 障害の程度が1級から4級の者等																																																																																																																																																									
<p>町営住宅</p> <p>現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること。 現に住宅に困っていることが明らかなこと。 公営住宅法等で定められた収入基準( )に該当すること。</p> <p>申込者及び親族(婚約者を含む。)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計から諸控除額を減じ、これを12で割った額が次に掲げる金額以下であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般世帯については、基準額が200,000円以下</li> <li>・ 高齢者・障害者等( )の世帯については、基準額が268,000円以下</li> </ul> <p>市町村税を滞納していないこと。</p>	<p>町営住宅</p> <p>現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること。 現に住宅に困っていることが明らかなこと。 公営住宅法等で定められた収入基準( )に該当すること。</p> <p>申込者及び親族(婚約者を含む。)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計から諸控除額を減じ、これを12で割った額が次に掲げる金額以下であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般世帯については、基準額が200,000円以下</li> <li>・ 高齢者・障害者等( )の世帯については、基準額が268,000円以下</li> </ul> <p>特定公共賃貸住宅</p> <p>現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること。 現に住宅を必要としていること。</p> <p>申込者及び親族(婚約者を含む。)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計が200,000円以上322,000円以下であること。</p> <p>その他の住宅</p> <p>美山町にて定住を希望する工芸家であること。 美山町の生涯学習等において、地域文化の向上に寄与すること。 体験学習等の指導者として、その役割を果たすこと。</p>	<p>高齢者</p> <p>50歳以上の者</p>																																																																																																																																																									



# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

産建水道専門部会  
総務専門部会

基盤整備分科会  
企画財政分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	産業・建設関係事業(公営住宅)																										
調整の方針																															
高富町	伊自良村	美山町	参 考 法 令																												
<b>敷 金</b> 町営住宅 入居時の家賃の3ヵ月分		<b>敷 金</b> 町営住宅・特定公共賃貸住宅 入居時の家賃の3ヵ月分  その他住宅 無し																													
<b>使用料</b> 町営住宅 原則として、毎年度、収入の申告により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額)以下で、公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額  公営住宅法施行令第2条第1項第4号による利便性係数 <table border="1" data-bbox="379 1234 655 1457"> <tr><td>金池住宅</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>寺洞住宅</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>唐鋤住宅</td><td>0.7</td></tr> </table>	金池住宅	0.7	寺洞住宅	0.7	唐鋤住宅	0.7		<b>使用料</b> 町営住宅 原則として、毎年度、収入の申告により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額)以下で、公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額  公営住宅法施行令第2条第1項第4号による利便性係数 <table border="1" data-bbox="1270 1234 1516 1310"> <tr><td>西市場住宅</td><td>1.0</td></tr> </table>	西市場住宅	1.0	<b>公営住宅法施行令(抄)</b> (家賃の算定方法) 第2条 公営住宅法第16条第1項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。  公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法第2条第1項に規定する標準地の同法第6条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの  当該公営住宅の床面積の合計(共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。)を70㎡で除した数値  公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの  事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.7以上1以下で定める数値  2 前項の家賃算定基礎額は、下の表の左欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める額とする。 <table border="1" data-bbox="1834 1465 2703 1877"> <thead> <tr> <th>入居者の収入</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>123,000円以下の場合</td><td>37,100円</td></tr> <tr><td>123,000円を超え153,000円以下の場合</td><td>45,000円</td></tr> <tr><td>153,000円を超え178,000円以下の場合</td><td>53,200円</td></tr> <tr><td>178,000円を超え200,000円以下の場合</td><td>61,400円</td></tr> <tr><td>200,000円を超え238,000円以下の場合</td><td>70,900円</td></tr> <tr><td>238,000円を超え268,000円以下の場合</td><td>81,400円</td></tr> <tr><td>268,000円を超え322,000円以下の場合</td><td>94,100円</td></tr> <tr><td>322,000円を超える場合</td><td>107,700円</td></tr> </tbody> </table>			入居者の収入	額	123,000円以下の場合	37,100円	123,000円を超え153,000円以下の場合	45,000円	153,000円を超え178,000円以下の場合	53,200円	178,000円を超え200,000円以下の場合	61,400円	200,000円を超え238,000円以下の場合	70,900円	238,000円を超え268,000円以下の場合	81,400円	268,000円を超え322,000円以下の場合	94,100円	322,000円を超える場合	107,700円
金池住宅	0.7																														
寺洞住宅	0.7																														
唐鋤住宅	0.7																														
西市場住宅	1.0																														
入居者の収入	額																														
123,000円以下の場合	37,100円																														
123,000円を超え153,000円以下の場合	45,000円																														
153,000円を超え178,000円以下の場合	53,200円																														
178,000円を超え200,000円以下の場合	61,400円																														
200,000円を超え238,000円以下の場合	70,900円																														
238,000円を超え268,000円以下の場合	81,400円																														
268,000円を超え322,000円以下の場合	94,100円																														
322,000円を超える場合	107,700円																														

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

産建水道専門部会  
総務専門部会

基盤整備分科会  
企画財政分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い		協議細目	産業・建設関係事業(公営住宅)															
調整の方針																			
高富町	伊自良村	美山町		参考法令															
		<p>特定公共賃貸住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家賃</th> <th>所得区分</th> <th>入居者負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原則として、法 施行規則第20 条第1項及び第 2項に定める算 出方法に準じて 算出した額の範 囲内で、近隣の 民間の賃貸住宅 の家賃水準等を 考慮して定めた 額</td> <td>322,000円以下</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>322,000円を超え 445,000円以下</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>445,000円を超え 601,000円以下</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>601,000円を超えるも の</td> <td>88,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他住宅 1ヵ月当たり5,000円</p>		家賃	所得区分	入居者負担金	原則として、法 施行規則第20 条第1項及び第 2項に定める算 出方法に準じて 算出した額の範 囲内で、近隣の 民間の賃貸住宅 の家賃水準等を 考慮して定めた 額	322,000円以下	45,000円		322,000円を超え 445,000円以下	55,000円		445,000円を超え 601,000円以下	70,000円		601,000円を超えるも の	88,300円	<p><b>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(抄)</b></p> <p>(家賃) 第20条 法第13条第1項の国土交通省令で定める額は、一月につき、次に掲げる額を合計した額とする。</p> <p>特定優良賃貸住宅の建設に要した費用(当該費用のうち、地方公共団体の補助に係る部分を除く。)を期間35年、利率年9パーセントで毎月元利均等に償却するものとして算出した額</p> <p>特定優良賃貸住宅の建設に要した費用(昇降機設置工事費、暖房設備設置工事費、冷房設備設置工事費、給湯設備設置工事費、浴槽及びふろがまの設置工事費並びに特殊基礎工事費を除く。)に1000分の1.4を乗じて得た額</p> <p>特定優良賃貸住宅について、昇降機、暖房設備、冷房設備、給湯設備又は浴槽及びふろがまを設置した場合においては、当該設備の工事費に、次に掲げる工事費の区分に応じ、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額(イからハに掲げる工事費にあつては、当該額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額)</p> <p>イ 昇降機設置工事費 1000分の1.5 ロ 暖房設備設置工事費 1000分の1.5 ハ 冷房設備設置工事費 1000分の1.5 ニ 給湯設備設置工事費 1000分の15.4 ホ 浴槽及びふろがまの設置工事費 1000分の10.8</p> <p>特定優良賃貸住宅の災害による損害を補てんするための損害保険又は損害保険に代わるべき火災共済に要する費用の月割額</p> <p>特定優良賃貸住宅の建設のため通常必要な土地又は借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に1200分の5を乗じて得た額(当該特定優良賃貸住宅について、地代を必要とする場合においては、当該額に、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に1200分の6を乗じて得た額のいずれか低い額を加えた額)</p> <p>特定優良賃貸住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の月割額</p> <p>前各号の規定により算出した額の合計額に100分の2を乗じて得た額</p> <p>2 認定事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の建設及び管理をする特定優良賃貸住宅で、かつ、同時期に入居者の募集を行うものについては、住宅相互間における家賃の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各戸の床面積、位置及び形状による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を家賃の額とすることができる。ただし、この場合において、家賃の額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。</p> <p>3 略</p>
家賃	所得区分	入居者負担金																	
原則として、法 施行規則第20 条第1項及び第 2項に定める算 出方法に準じて 算出した額の範 囲内で、近隣の 民間の賃貸住宅 の家賃水準等を 考慮して定めた 額	322,000円以下	45,000円																	
	322,000円を超え 445,000円以下	55,000円																	
	445,000円を超え 601,000円以下	70,000円																	
	601,000円を超えるも の	88,300円																	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

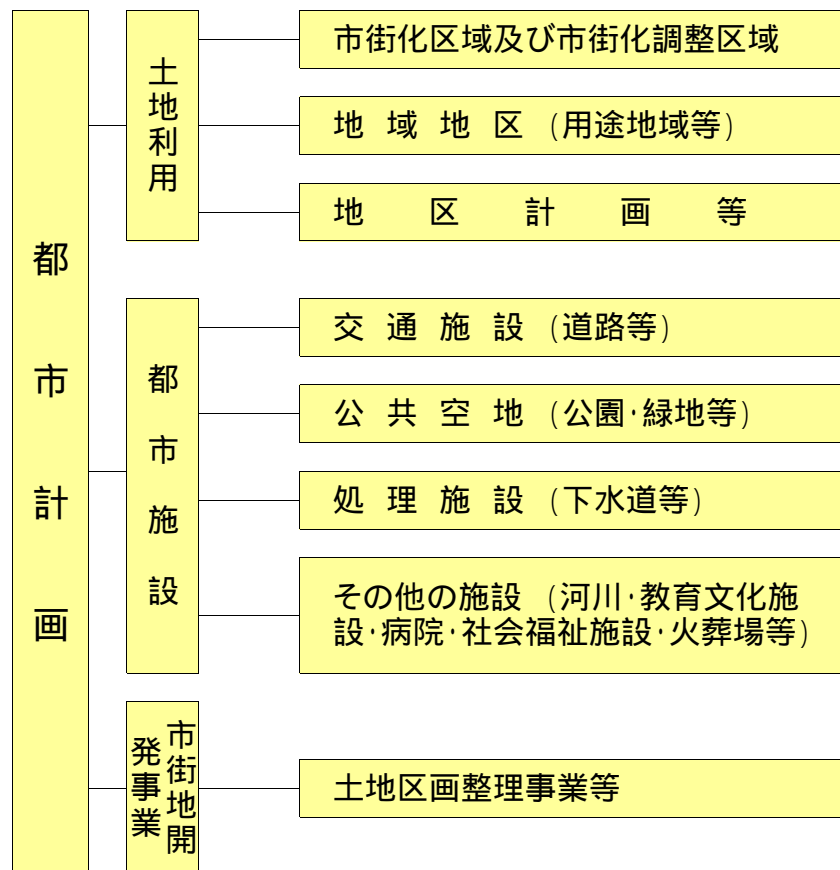
産建水道専門部会

都市計画分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	産業・建設関係事業(都市計画)
調整の方針	(案) 都市計画については現行のとおりとし、見直し等については新市において調整する。		
高富都市計画の概要		備考	
都市計画区域	高富町全域	<b>都市計画の意義</b> 都市計画運用指針(国土交通省)より	
指定年月日	昭和49年10月1日	都市計画は都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。このためには、様々な利用が競合し、他の土地の利用との間でお互いに影響を及ぼしあうという性格を有する土地について、その合理的な利用が図られるよう一定の制限を課する必要があるが、都市計画はその根拠として適正な手続に裏打ちされた公共性のある計画として機能を果たすものである。従って、都市計画は制限を通じて都市全体の土地の利用を総合的・一体的観点から適正に配分することを確保するための計画であり、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めることを通じて都市のあり方を決定する性格をもつものといえる。	
最終決定年月日	平成12年1月7日		
指定面積	3,922 <sup>㌥</sup>		
人口集中地区	無し		
市街化区域及び市街化調整区域の指定状況	無し		
用途地域の指定状況	あり		

## 参考

### 都市計画の概要(体系)



## 参考

### 都市計画区域指定の要件

#### 都市計画法第5条第1項

都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件( )に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

#### 都市計画法第5条第2項

都道府県は、前項の規定によるもののほか、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)による都市開発区域、近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)による都市開発区域、中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)による都市開発区域( )その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。

中部圏開発整備法による都市開発区域等(山県郡内の状況)

都市開発区域……高富町、伊自良村(長滝、平井、掛、松尾及び上願の各区域を除く。)

保全区域……該当なし

## 参考

### 都市計画区域指定による法的効果(例示)

都市計画区域内において一定規模以上( )の開発行為をしようとする場合は知事の許可を受ける必要がある。

市街化区域内は1,000㎡以上、その他の都市計画区域内は3,000㎡以上(都市計画区域外においては10,000㎡以上)

都市計画区域内において一定規模以上( )の土地売買等の契約を締結した場合、知事へ届け出る必要がある。

市街化区域は2,000㎡以上、その他の都市計画区域内は5,000㎡以上(都市計画区域外においては10,000㎡以上)

都市計画区域内に所在する土地で、一定のもの( )を有償譲渡しようとする場合は知事へ届け出る必要がある。

公有地の拡大の推進に関する法律 第4条関係

都市計画区域内において建築物を建築しようとする場合は、原則として建築基準法に基づき建築主事の確認を受けなければならない。(参考例 建築物を建てる場合には、4m未満の道路ではセットバックが必要となる。)

都市計画事業等の費用に充てるための財源として都市計画税の徴収が可能になる。

地方交付税において、都市計画費が新たに算入される。

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目		各種事務事業の取扱い	協議細目	その他協議が必要な事業(個人への補助金等)	
調整の方針		(案)個人への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとする。 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、統一を図るものとする。 3町村で独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。			
項目		高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整方針
チャイルドシート購入費助成金	対象者		6歳未満の幼児のためにチャイルドシートを購入した保護者で、保護者、幼児とも伊自良村に在住している者		新市において、伊自良村の例により実施する。
	助成額		購入価格の2分の1(助成限度額10,000円)		
災害弔慰金	支給額	死亡者が死亡当時、弔慰金を受けることができる者の生計を主として維持していた場合 5,000,000円 その他の場合 2,500,000円	死亡者が死亡当時、弔慰金を受けることができる者の生計を主として維持していた場合 2,000,000円 その他の場合 1,000,000円	死亡者が死亡当時、弔慰金を受けることができる者の生計を主として維持していた場合 5,000,000円 その他の場合 2,500,000円	新市において、高富町及び美山町の例により実施する。
災害障害見舞金	支給額	当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時その世帯の生計を主として維持していた場合 2,500,000円 その他の場合 1,250,000円		当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時その世帯の生計を主として維持していた場合 2,500,000円 その他の場合 1,250,000円	新市において、高富町及び美山町の例により実施する。
災害援護資金貸付	貸付限度額	(1)療養に要する期間がおおむね1ヵ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)がある場合 家財についての被害額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円 住居が半壊した場合 2,700,000円 住居が全壊した場合 3,500,000円 (2)世帯主の負傷がない場合 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円 住居が半壊した場合 1,700,000円 住居が全壊した場合 2,500,000円 住居全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円	(1)療養に要する期間がおおむね1ヵ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)がある場合 家財についての被害額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 400,000円 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 800,000円 住居が半壊した場合 1,000,000円 住居が全壊した場合 1,300,000円 (2)世帯主の負傷がない場合 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 400,000円 住居が半壊した場合 550,000円 住居が全壊した場合 900,000円 住居全体が滅失若しくは流失した場合 1,300,000円	(1)療養に要する期間がおおむね1ヵ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)がある場合 家財についての被害額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円 住居が半壊した場合 2,700,000円 住居が全壊した場合 3,500,000円 (2)世帯主の負傷がない場合 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円 住居が半壊した場合 1,700,000円 住居が全壊した場合 2,500,000円 住居全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円	新市において、高富町及び美山町の例により実施する。

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目		各種事務事業の取扱い	協議細目	その他協議が必要な事業(個人への補助金等)	
調整の方針					
項目	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整方針	
家屋災害見舞金	支給額	1件につき 住家 50,000円 非住家 20,000円 ただし、固定資産評価台帳による評価額の5割以上の被害を対象とする。		新市において、高富町の例により実施する。	
合併処理浄化槽設置整備事業補助金			【対象区域】 美山町全域 【補助限度額】 5人槽 375,000円 6～7人槽 438,000円 8～10人槽 555,000円 11～20人槽 1,044,000円 21～30人槽 1,752,000円 31～50人槽 2,340,000円 51人槽以上 1,780,000円 (県の補助対象は50人槽まで)	新市において、美山町の例により、国・県の補助対象となったものを対象に補助金を交付する。補助対象区域については、公共下水道認可区域を除く地域及び農業集落排水区域で本管に面していない土地とする。	
生ごみ処理機器購入費助成金		電動生ごみ処理機 【助成額】 購入価格の2分の1 【助成限度額】 15,000円 生ごみ処理容器(コンポスト) 【助成額】 購入価格の2分の1 【助成限度額】 15,000円	電動生ごみ処理機 【助成額】 購入価格の3分の1 【助成限度額】 15,000円 生ごみ処理容器(コンポスト) 【助成額】 購入価格の2分の1 【助成限度額】 3,000円	電動生ごみ処理機 【助成額】 購入価格の3分の1 【助成限度額】 15,000円 生ごみ処理容器(コンポスト) 【助成額】 購入価格の2分の1 【助成限度額】 2,500円	新市において、高富町の例により実施する。
奨学資金		奨学資金貸付 【対象者】 次の各号に該当し、在籍学校長又は最終出身学校長が適当と認め推薦された者 (1)高富町内に6ヵ月以上在住する世帯の子弟 (2)学力優秀、品行方正、志操堅実、身体強健なる者 (3)母子遺族、その他経済的に恵まれず、学資に乏しい世帯の子弟 【貸付額】 1人月額 5,000円		選奨生奨学金交付 【対象者】 (1)美山町内に6ヵ月以上在住する世帯の子弟 (2)次のいずれかの学校に在学中 高等学校等・高等専門学校・大学 (3)経済的理由により修学が困難な者 (4)学業成績が優秀であり、かつ、心身が健全な者 【交付額】 1.高等学校等の生徒 公立の高等学校等 年額28,000円 私立の高等学校 年額40,000円 2.高等専門学校の生徒 年額33,000円 3.大学の学生 年額76,000円	新市において、高富町の例に準じ、日本育英会の制度を参考に貸付制度として実施する。

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	協議細目	
調整の方針	<p>(案) 新市における事務組織及び機構については、次の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。</p> <p>新市における組織・機構の整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</li> <li>市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構</li> <li>指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構</li> <li>簡素で効率的な組織・機構</li> </ul>		
項目	高	富	町
行政組織図	<p>平成14年4月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙管理委員会</li> <li>○農業委員会</li> <li>○監査委員</li> <li>○固定資産評価審査委員会</li> </ul> <p>[1事務局14課1局]</p>		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	伊 自 良 村		備 考
行政組織図	<div style="text-align: center;"> <p>議 会 ————— (書記)</p>   <p>村 長 ————— 助 役 —————</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>総務課</p> <p>税務課</p> <p>産業課</p> <p>建設課</p> <p>住民課</p> <p>福祉課</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>収入役 ————— 出納(係)</p> <p>(公営企業)</p> </div> </div>   <p>教育委員会 ————— 教育長 ————— 教育課</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>中央公民館</p> <p>図書館</p> </div> </div>   <p>○選挙管理委員会</p> <p>○農業委員会</p> <p>○監査委員</p> <p>○固定資産評価審査委員会</p> </div>		平成14年4月1日現在
			[ 7 課 ]

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	美山町	備考	
行政組織図		平成14年4月1日現在	
	<p>○選挙管理委員会 ○農業委員会 ○監査委員 ○固定資産評価審査委員会</p> <p>【1事務局9課2室】</p>		



# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	新 市		
行政組織図	<p>議会 ———— 議会事務局</p> <p>市長 ———— 助役 ———— 収入役</p> <p>市長 ———— 総務部 ———— 総務課 秘書課 税務課</p> <p>市長 ———— 企画部 ———— 総合企画課 財政課 情報政策課 ———— 有線テレビ局</p> <p>市長 ———— 市民部 ———— 市民課 環境衛生課 ———— クリーンセンター</p> <p>市長 ———— 保健福祉部 [福祉事務所] ———— 社会福祉課 ———— 保育園・児童館・子どもげんきはうす 長寿福祉課 ———— ピッコロ療育センター 健康課 ———— 美山荘</p> <p>市長 ———— 産業経済部 ———— 農林水産課 ———— 林業振興室 産業振興課 ———— 産業団地対策室</p> <p>市長 ———— 基盤整備部 ———— 管理課 建設課 都市計画課 農山村整備課</p> <p>市長 ———— (公営企業) ———— 水道部 ———— 水道課 下水道課</p> <p>市長 ———— 収入役 ———— 伊自良支所 美山支所 ———— 西武芸出張所 会計課</p> <p>消防本部 ———— 消防長 ———— 消防次長 ———— 総務課 予防課 警防課 南消防署 北消防署</p> <p>教育委員会 ———— 教育長 ———— 教育次長 ———— 教育総務課 ———— 総合教育研究所 学校教育課 ———— 小学校・中学校 社会教育課 ———— 公民館・図書館・文化の里 社会体育課 ———— 体育館</p> <p>○選挙管理委員会 ○監査委員 ○公平委員会 ○農業委員会 ○固定資産評価審査委員会</p> <p>【1事務局7部27課2室】</p>		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	参 考 資 料		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	篠山市	H11.4.1	<p>1. 新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。</p> <p>2. 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。 (新町行政組織・機構整備方針)</p> <p>新町における行政組織・機構については、事務所の位置は確定したが、庁舎が狭隘であること等により、すべてを統合し、一元化することは困難な状況にある。</p> <p>しかしながら、合併の主旨をふまえ合併の効果を最大限に活かすためには、できる限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。</p> <p>このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>(1) 町民の声を適正に反映することができる組織・機構                      (2) 町民が利用しやすい組織・機構                      (3) 指揮命令系統がわかりやすい組織・機構                      (4) 責任の所在が明確な組織・機構                      (5) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構                      (6) 簡素で効率的な組織・機構                      (7) 行政課題に即応できる組織・機構                      (8) 緊急時に即応できる組織・機構</p>
さぬき市	H14.4.1	<p>1. 現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。</p> <p>2. 新市の組織・機構については、「新市における行政組織・機構の整備方針」(別紙)に基づき整備する。</p> <p>3. 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。 (別紙)新市における行政組織・機構の整備方針</p> <p>新市における行政組織・機構は、次により整備するものとする。</p> <p>新市における行政組織・機構については、当面の事務所の位置は確定したが、従前の合併関係5町の行政組織・機構を満たすには、庁舎が狭隘であること等により、すべてを統合し、一元化を図ることは困難な状況にある。</p> <p>しかしながら、合併の主旨を踏まえ、合併の効果を最大限に活かすためには、できる限り組織・機構の一元化を進める必要がある。</p> <p>このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>(1) 市民の声を適正に反映することができる組織・機構                      (2) 市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構                      (3) 指揮命令系統がわかりやすい組織・機構                      (4) 責任の所在が明確な組織・機構                      (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構                      (6) 簡素で効率的な組織・機構                      (7) 行政課題に即応できる組織・機構                      (8) 現有庁舎を有効利用できる組織・機構                      (9) 緊急時に即応できる組織・機構</p>	

# 第1回新市名称候補投票結果

平成14年7月1日

18	10	3	5	3	2	19	2	3	7	得票数
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	新市名称候補
山 県	美 濃 山 県	美 濃 や ま が た	み の 山 県	富 自 美	新 山 県	岐 北	ぎ ふ 山 県	北 岐 阜	岐 山	